

# 下水道施策に関する財務事務の執行及び（財）三重県下水道公社の出納その他事務の執行について

## 目 次

第1	外部監査の概要	2-1
1	外部監査の種類	2-1
2	選定した特定の事件（テーマ）	2-1
	（1）外部監査の対象	2-1
	（2）外部監査対象期間	2-1
3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	2-1
4	外部監査の方法	2-2
	（1）監査の要点	2-2
	（2）実施した主な監査手続	2-2
5	外部監査の実施期間	2-3
6	外部監査人補助者の資格と人数	2-3
7	利害関係	2-3
第2	外部監査対象の全体概要	2-4
1	三重県における下水道事情	2-4
2	三重県の下水処理実績	2-9
3	三重県における下水道事業の財務事務の概要	2-10
4	財団法人三重県下水道公社の概要	2-11
5	下水道事業に係る決算概況	2-12
第3	監査の結果	2-18
1	一般会計の財務事務について	2-18
2	流域下水道事業特別会計の財務事務について	2-25
3	下水道公社の出納とその他の事務執行について	2-42
第4	監査の結果に添えて出す意見	2-61
1	下水道公社の運営に関する一考察	2-61
2	下水道公社での修繕計画と修繕引当金	2-65
3	市町村負担金の一考察	2-66

- ・ 報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。
- ・ 文中の【指摘】は外部監査の結果に係ることであり、【意見】は外部監査の結果に添えて提出するものである。

# 包括外部監査の結果報告書

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）外部監査の対象

県土整備部下水道チーム（以下「下水道チーム」という）県民局（「三重県流域下水道事業特別会計」（以下「流域下水道事業特別会計」という）を含む）所管の下水道施策に関する財務事務の執行及び次の出資団体の出納その他の事務の執行について

- ・財団法人三重県下水道公社（以下「下水道公社」という）

#### （2）外部監査対象期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

（但し、必要に応じて過年度に遡り、また平成14年度予算額も参考とする。）

### 3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

下水道事業は、生活環境の改善及び自然環境の保全を担う必要不可欠なサービスであり、県民生活に直結するため、県民の関心も高い。また、平成12年度のデータでは三重県における下水道普及率は26.3%と全国平均の62%に比し、極めて低い水準にあり、下水道事業は三重県の主要事業の一つとして、重要性が増している。下水道チームは、一般会計において国及び市町村と調整・計画・実行を行い、一方流域下水道事業特別会計においては流域下水道（2つ以上の市町村の汚水を集めて広域的に処理する下水道）の管理及び建設を行うが、流域下水道の維持管理は下水道公社に委託している。流域下水道事業特別会計においては、一般会計からの繰入金及び県債の発行により資金調達をしていることから、現在及び将来の県民の財政負担が懸念される場所である。当該事業の効率性如何が、関連市町村の下水道負担金に反映されることから、効率的な事業の遂行が重要な課題である。また、三重県の下水道事業については、貸借対照表の作成が義務づ

けられていないため、固定資産管理の有効性にも疑問が呈される。このような状況に鑑み、三重県が担う下水道事業の一連の財務事務が、関連諸法令に準拠し合規に執行されているか、財産が効率的に調達され有効に運用されているか、運営事務が効率的に遂行されているかについて検討することは有用であると判断し、当該事件を選定した。

#### 4．外部監査の方法

##### (1) 監査の要点

一般会計の財務事務について

- ア 市町村への補助金、助成金及び負担金の財務事務は合規かつ効率的に執行されているか。
- イ 人件費の計上区分は合規であるか。

流域下水道事業特別会計の財務事務について

- ウ 固定資産管理は適正に行われているか。
- エ 工事契約内容は効率的なものであるか。
- オ 下水道公社への委託費は効率的なものであるか。
- カ 市町村からの負担金の収納管理は適正であるか。
- キ 会計事務の自己検査は適切に執行されているか。

下水道公社の出納その他の事務の執行について

- ク 委託料等は合規かつ効率的に支出されているか。
- ケ 人件費の負担は、合規かつ適正に支出されているか。
- コ 資産管理は適正に行われているか。
- サ 修繕費は適正に管理され支出されているか。

##### (2) 実施した主な監査手続

監査対象とした下水道チーム及び県民局に対して、下水道事業に関する財務事務について全般的把握のためヒアリングを実施した。また、下水道事業に係る各歳出及び歳入について、要綱及び契約書等を閲覧し、その他の証憑との突合、質問を実施し、関連規定への準拠性を吟味した。

下水道施策に関する出資団体である下水道公社に対して、出納その他の事務の執行について全般的把握のためのヒアリングを実施し、事業報告書及び各種統計

資料の閲覧、分析を実施した。また同公社の下水道業務について、資料を閲覧し、質問を実施し関連規定への準拠性を吟味した。

ただし、具体的な監査の実施にあたっては、外部監査の効率性の観点から対象書類や調査方法を限定する試査によっている。

#### 5．外部監査の実施期間

平成 14 年 8 月 5 日から平成 15 年 1 月 31 日まで

#### 6．外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士	5 名
会計士補	1 名
弁護士	1 名

#### 7．利害関係

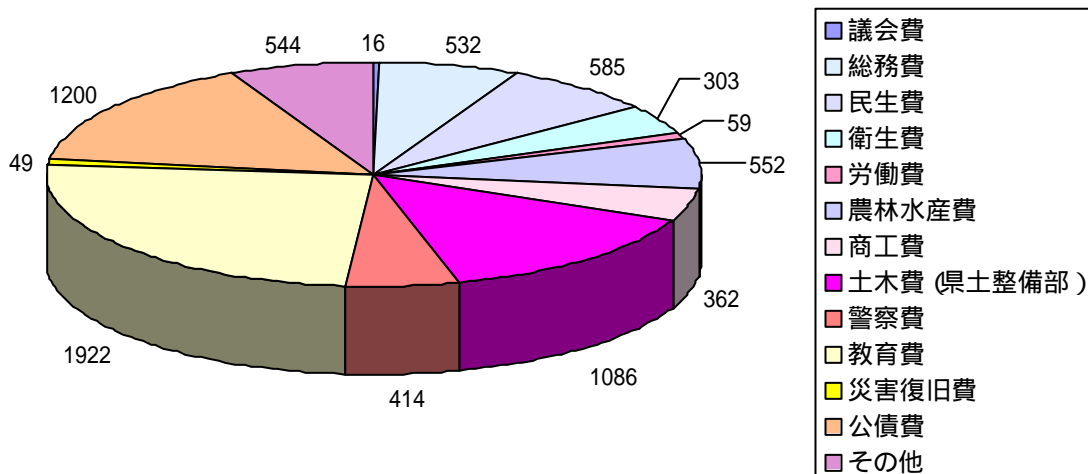
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 外部監査対象の全体概要

### 1. 三重県における下水道事情

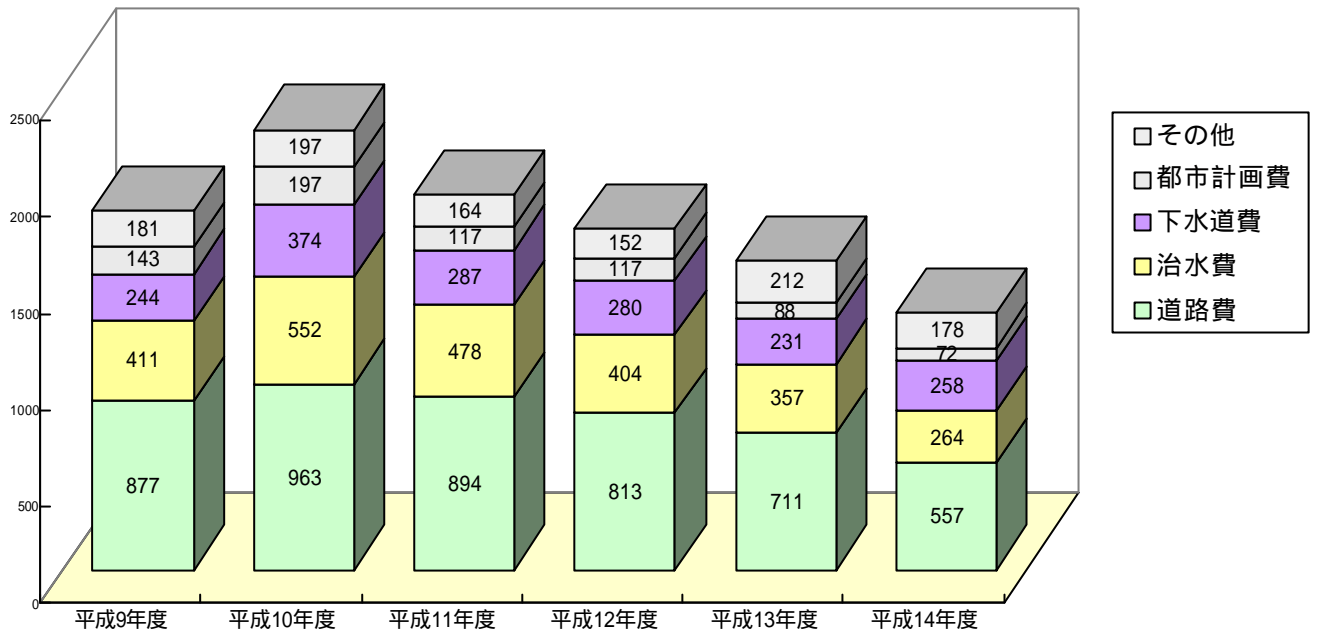
現在三重県では新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」のもと「自然と調和した美しい環境を創造するために」の政策展開をしている。この基本方向に従い「資源循環型社会の構築」のため、「水環境の保全」施策を掲げ、具体的には「生活排水対策の総合推進」として生活排水処理施設整備を重要施策の一つとして取り組んでいる。平成9年3月に短期・中長期的な目標と今後の施策の方向性を明らかにした「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」を策定し、県土整備部ではこの計画にもとづき、下水道の整備を進めてきた。また、市町村が実施する下水道事業（汚水）の単独事業費に対して、補助（下水道普及率ジャンプアップ事業等）を行うことで公共下水道の面的設備を促進し、下水道普及率の向上を図っている。三重県の平成14年度一般会計予算総額（7,631億円）に占める土木費（1,086億円）の割合（14.2%）からもその重要性を伺うことができる。

表1 平成14年度三重県一般会計当初予算（単位億円）



「県土整備部事業概要」より作成

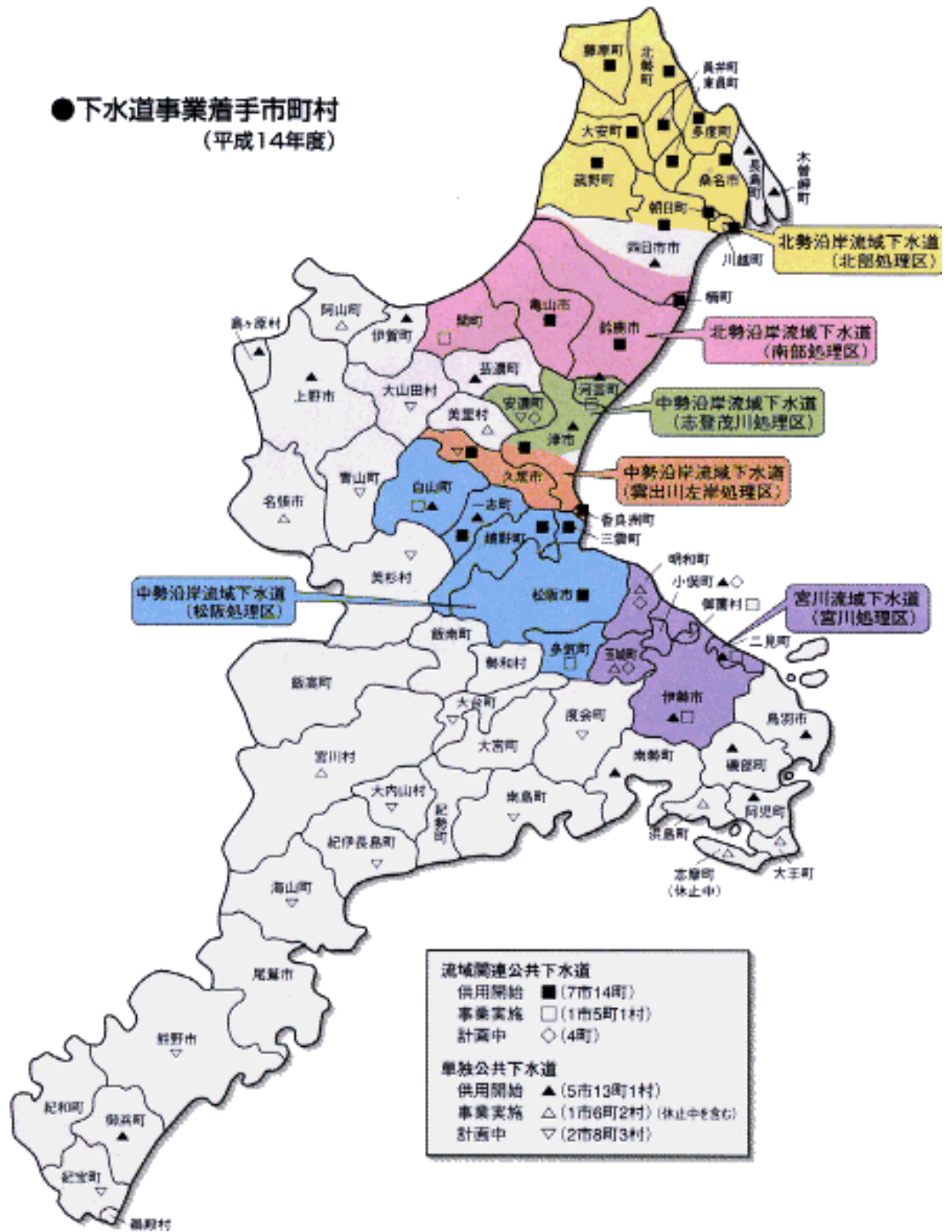
表2 県土整備部予算の推移 (単位:億円)



「県土整備部事業概要」より作成

表 3

●下水道事業着手市町村  
(平成14年度)



「県土整備部事業概要」より作成

表 3 に示すとおり、三重県には、6 つの流域下水道事業が実施されている。各流域下水道の供用開始の実績と計画は下表にまとめられる。

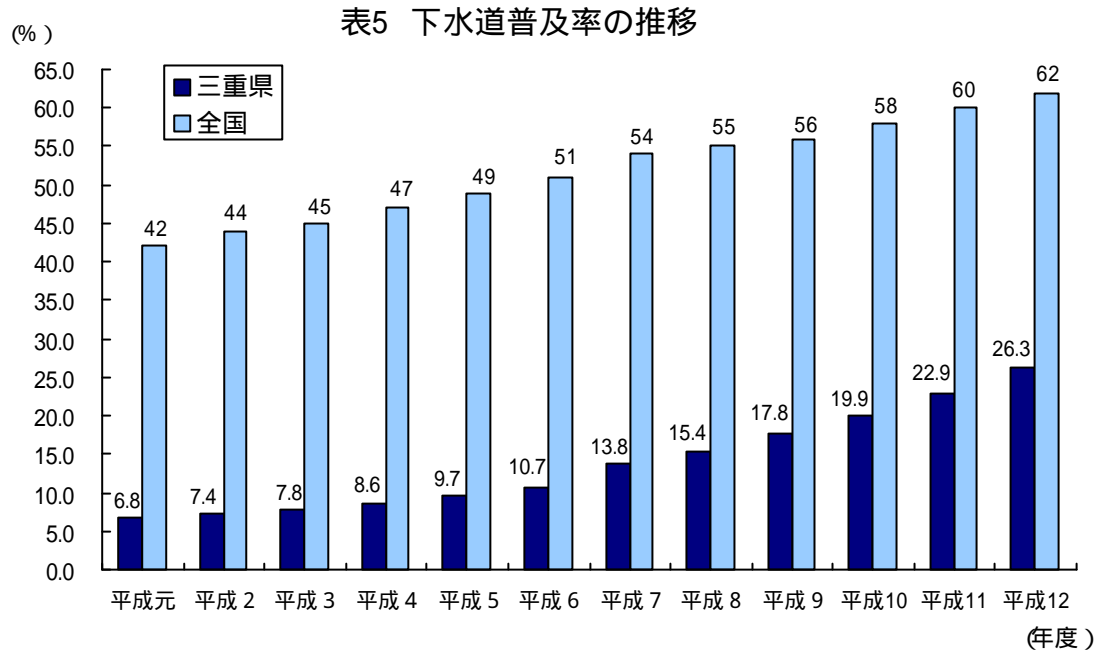
表 4 三重県の流域下水道計画及び進捗状況

処理区名	延べ幹線 (km)	進捗率 (%)	供用開始 年度又は 計画年度	対象市町村
北勢沿岸流域下水道 (北部処理区)	89.8	49.7	昭和 63 年 1 月 供用開始	四日市市(北部) 桑名市、 多度町、北勢町、員弁町、大 安町、東員町、藤原町、菰野 町、朝日町、川越町(11 市 町)
北勢沿岸流域下水道 (南部処理区)	39.4	23.8	平成 8 年 1 月 供用開始	四日市市(南部) 鈴鹿市、 亀山市、楠町、関町(5 市町)
中勢沿岸流域下水道 (志登茂川処理区)	24.8	-	平成 18 年度 開始目標	津市(北部) 河芸町、安濃 町(3 市町)
中勢沿岸流域下水道 (雲出川左岸処理区)	12.2	38.6	平成 5 年 4 月 供用開始	津市(南部) 久居市、香良 洲町(3 市町)
中勢沿岸流域下水道 (松阪処理区)	53.4	15.2	平成 10 年 4 月 供用開始	松阪市、一志町、嬉野町、三 雲町、多気町、白山町(6 市 町)
宮川流域下水道 (宮川処理区)	48.0	-	平成 17 年度 開始目標	伊勢市、明和町、玉城町、二 見町、小俣町、御園村(6 市 町村)

注：進捗率 = 処理人口(平成 12 年度末) / 処理区域内計画人口

「三重県の流域下水道計画」より作成

三重県の下水道普及率は、平成 12 年度末現在 26.3%と全国平均に比べ低い水準にあるが、平成 22 年度末での普及率約 50%を目標にして事業に取り組んでいる。



「県土整備部事業概要」より作成

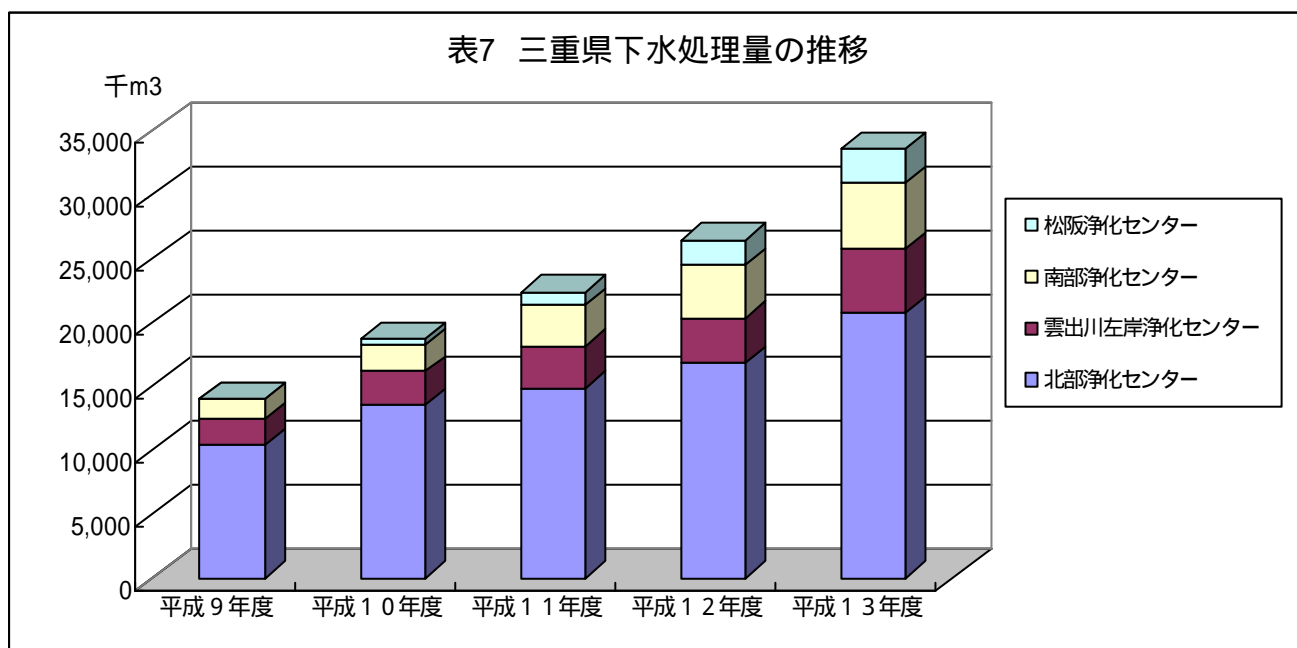
注．下水道普及率には、公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道を含み、農業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水施設、個別排水処理施設を含んでいない。

## 2. 三重県の下水处理実績

表6 下水処理量の推移

(単位：)

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
北部浄化センター	10,427,890	13,517,024	14,862,882	16,870,057	20,780,011
雲出川左岸浄化センター	2,001,824	2,611,089	3,266,878	3,463,100	4,955,133
南部浄化センター	1,585,251	2,063,150	3,241,189	4,203,793	5,136,579
松阪浄化センター	-	491,616	1,034,031	1,917,441	2,680,438
合 計	14,014,965	18,682,879	22,404,980	26,454,391	33,552,161



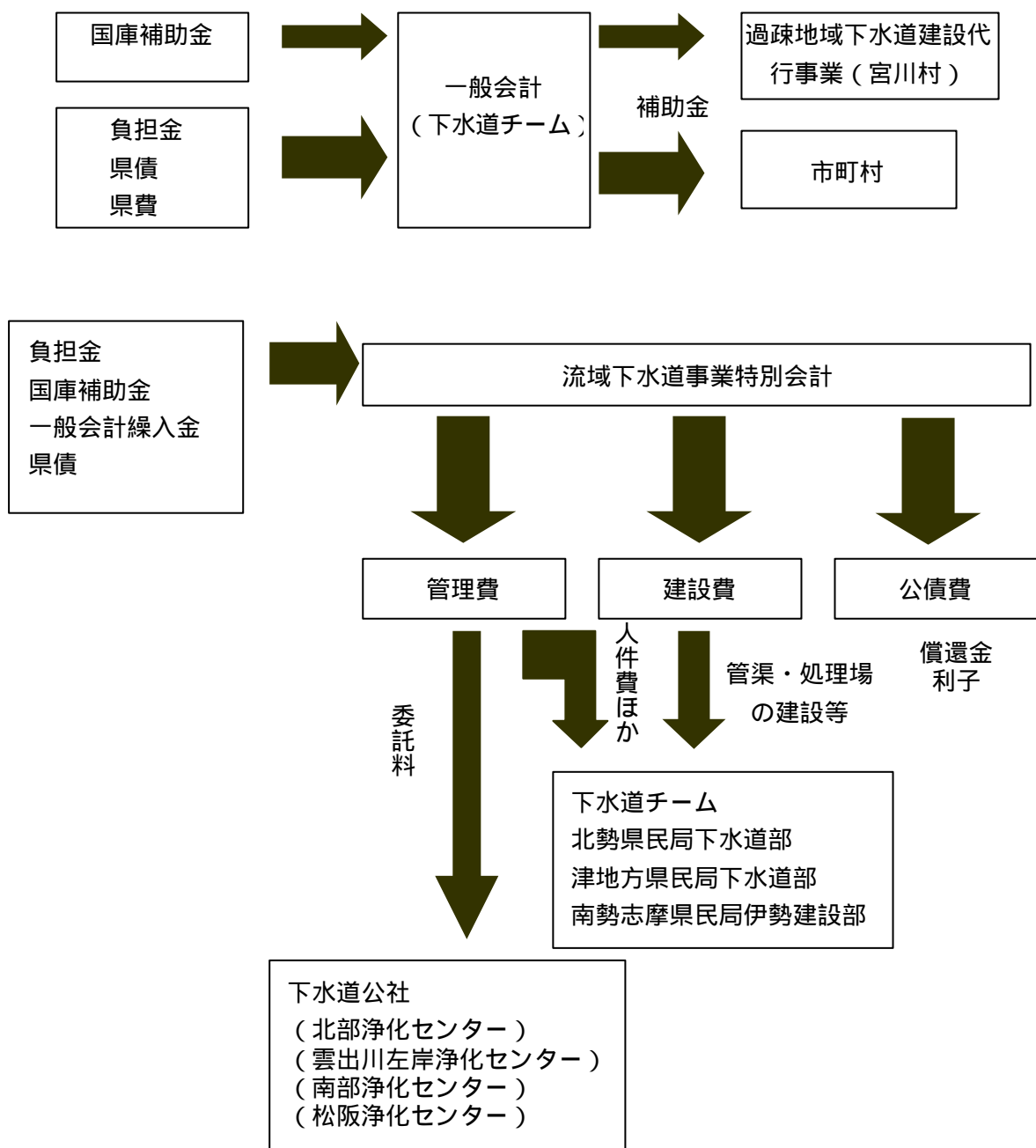
「下水道公社事業概要」より作成

市町村での面の整備が進み、管渠へ接続が増えることで下水処理量が増加している。北部処理区では平成12年度末の進捗率が49.7%になっているため、特に同処理区での下水処理量が多くなっている。

### 3. 三重県における下水道事業の財務事務の概要

三重県は、流域関連市町村に対する補助金交付等の事務は一般会計で処理している。流域下水道事業特別会計においては流域下水道の管理・建設及び資金の調達事務を行っている。また、下水道公社は、三重県からの受託料によって下水道施設の維持管理を行っている。これらの下水道事業の財務事務の概要をまとめると表8のようになる。

表8 下水道事業の財務事務の概要



「下水道チーム提出書類」より作成

#### 4 . 財団法人三重県下水道公社の概要

設立年月日 : 昭和 62 年 7 月 1 日

基本財産 : 48,000 千円

基本金 : 48,000 千円  
( 三重県出捐額 24,000 千円、比率 50.0% )

設立目的 : 下水道に関する知識の普及及び啓発等の事業を行うとともに、三重県が設置する流域下水道の維持管理業務を受託することにより、三重県及び県下市町村の下水道事業の振興を図り、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共水域の水質保全に寄与することを目的とする。

事業内容 : 下水道知識の普及及び啓発に関すること。  
下水道技術者の養成に関すること。  
下水道技術の調査及び研究に関すること  
下水道事業の技術的業務の協力に関すること  
流域下水道の維持管理業務の受託に関すること。  
下水道の水質分析等の受託に関すること。  
その他設立目的を達成するために必要な事業

人員構成 : 役員 14 名 ( 常勤 1 名(三重県職員 0B)、非常勤 13 名 )  
うち監事 2 名  
評議員 13 名  
職員 36 名(うち三重県派遣 18 名、市町村派遣 6 名)  
( 平成 14 年 3 月末日現在 )

規制法令 : 下水道法 ( 昭和 34 年 4 月 23 日施行 )

会計基準 : 公益法人会計基準

## 5. 下水道事業に係る決算概況

(1) 三重県一般会計における下水道事業費の5ヵ年推移は下記のとおりである。

表9 土木費都市計画費下水道事業費支出額の5ヵ年推移

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
人件費	13,526	13,178	16,950	25,279	21,755
旅費	6,994	5,748	4,156	4,382	2,206
需用費	5,629	7,441	6,252	4,731	2,813
委託料	144,506	16,755	66,295	197,041	117,745
工事請負費	-	-	-	74,929	243,405
負担金、補助及び交付金	671,092	769,289	1,053,155	954,053	978,090
投資及び出資金	4,651	651	651	651	651
繰出金	2,316,678	2,394,301	2,523,242	2,075,342	2,406,341
その他	1,028	500	1,690	3,342	4,550
下水道事業費合計	3,164,105	3,207,864	3,672,393	3,339,751	3,777,560

「三重県歳入歳出決算に関する説明書」より作成

(2) 流域下水道事業特別会計の5ヵ年推移は下記のとおりである。

表10 流域下水道事業特別会計決算額の5ヵ年推移

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
(歳入)					
分担金及び負担金	5,775,778	9,194,538	7,397,590	7,140,680	6,701,222
国庫支出金	11,255,080	11,456,880	11,475,040	9,742,480	9,178,265
繰入金	2,316,678	2,394,301	2,523,242	2,075,342	2,406,341
繰越金	1,009,520	321,559	2,314,893	2,225,439	2,512,807
県債	3,359,000	4,338,000	4,629,300	3,496,300	3,502,500
その他	120,629	108,880	85,567	99,546	69,236
歳入合計	23,836,685	27,814,160	28,425,633	24,779,788	24,370,372
(歳出)					
流域下水道管理費	1,354,072	1,759,639	1,869,872	2,368,465	2,589,582
委託料	1,352,013	1,757,572	1,865,818	2,051,624	2,415,339
繰出金				192,829	165,465
その他	2,059	2,067	4,054	124,012	8,777
流域下水道建設費	20,744,185	22,037,147	22,293,939	17,517,277	17,046,572
人件費	349,572	299,400	301,035	291,680	203,800
委託料	1,771,664	2,854,827	1,857,488	1,434,872	3,219,301
工事請負費	16,956,146	16,785,917	16,882,338	14,574,380	10,849,982
公有財産購入費	1,023,425	1,839,966	2,966,515	995,250	1,987,636
負担金、補助及び交付金	260,806	15,384	26,406	94,801	648,172
その他	382,569	241,650	260,153	126,291	137,677
公債費	1,416,868	1,702,479	2,036,381	2,381,238	2,574,787
歳出合計	23,515,125	25,499,266	26,200,193	22,266,980	22,210,941
歳入歳出差引額	321,559	2,314,893	2,225,439	2,512,807	2,159,431

「三重県流域下水道事業歳入歳出決算事項別明細書」より作成

(3) 下水道公社の財務状況の5ヵ年推移は下記のとおりである。

なお、下水道公社の会計は、流域下水道維持管理受託事業の一般会計と排水設備工事技術者認定試験事業特別会計に区分されているが、特別会計については、収支規模が僅少なため省略する。

a. 一般会計収支計算書

表 11

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
(収入の部)					
基本財産収入	8,000	-	-	-	-
基本財産運用収入	360	281	198	138	76
受託収入	1,320,507	1,706,848	1,805,362	2,021,526	2,385,862
北部処理区維持 管理受託収入	669,407	746,653	806,624	914,482	1,116,723
雲出川左岸処理区 維持管理受託収入	321,958	354,473	337,373	367,037	434,510
南部処理区維持 管理受託収入	326,352	366,126	370,147	416,257	469,100
松阪処理区維持 管理受託収入	576	237,739	289,269	323,748	365,527
その他受託収入	2,212	1,856	1,947	-	-
特定預金取崩収入	-	5,671	-	-	-
雑収入	946	1,893	809	1,019	375
当期収入合計	1,329,813	1,714,695	1,806,369	2,022,684	2,386,314
前期繰越収支差額	4,272	4,291	5,140	5,310	4,092
収入合計	1,334,086	1,718,986	1,811,510	2,027,994	2,390,407

(単位：千円)

(支出の部)	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
事業費	1,286,220	1,666,962	1,759,106	1,979,475	2,344,227
北部処理区維持 管理受託事業費	649,770	728,025	785,337	894,428	1,097,975
雲出川左岸処理区 維持管理受託事業費	316,124	348,950	331,063	361,092	427,962
南部処理区維持 管理受託事業費	316,248	356,564	359,222	405,963	458,380
松阪処理区維持 管理受託事業費	-	230,238	280,698	315,673	356,691
その他	4,076	3,181	2,785	2,317	3,216
管理費	34,889	41,715	46,154	43,640	44,110
特定預金支出	684	5,168	939	785	805
基本財産繰入金	8,000	-	-	-	-
当期支出合計	1,329,794	1,713,846	1,806,200	2,023,901	2,389,143
当期収支差額	19	849	169	1,217	2,828
次期繰越収支差額	4,291	5,140	5,310	4,092	1,263

「下水道公社事業概要」より作成

b . 一般会計正味財産増減計算書

表 12

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
(増加の部)					
資産増加額	8,703	6,017	1,108	785	20,805
負債減少額	-	5,671	-	-	-
増加額合計	8,703	11,688	1,108	785	20,805
(減少の部)					
資産減少額	-	5,671	-	1,217	22,828
負債増加額	684	5,168	939	785	805
減少額合計	684	10,839	939	2,003	23,634
当期財産増減額	8,019	849	169	1,217	2,828
前期繰越正味財産額	48,772	56,791	57,640	57,810	56,592
期末正味財産額合計額	56,791	57,640	57,810	56,592	53,763

「下水道公社事業概要」より作成

c . 一般会計貸借対照表及び財産目録

表 13

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
(資産の部)					
流動資産	531,731	844,005	609,842	573,846	780,049
現金預金	528,900	817,349	550,170	552,680	762,569
その他	2,830	26,655	59,671	21,165	17,480
固定資産	50,171	57,668	58,607	59,393	60,198
基本財産	40,000	48,000	48,000	48,000	48,000
その他	10,171	9,668	10,607	11,393	12,198
資産合計	581,903	901,673	668,449	633,239	840,248
(負債の部)					
流動負債	519,440	838,864	604,532	569,753	778,785
未払金	382,938	535,019	538,894	532,879	702,199
仮受金	136,229	303,363	65,232	36,478	76,336
その他	271	480	405	396	250
固定負債	5,671	5,168	6,107	6,893	7,698
負債合計	525,111	844,032	610,639	576,646	786,484
(正味財産の部)					
基本金	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
普及啓発積立金	-	4,500	4,500	4,500	4,500
正味財産増加累計額	8,791	5,140	5,310	4,092	1,263
(うち当期正味財産増加額)	( 8,019 )	( 849 )	( 169 )	( 1,217 )	( 2,828 )
正味財産合計	56,791	57,640	57,810	56,592	53,763
負債及び正味財産合計	581,903	901,673	668,449	633,239	840,248

「下水道公社事業概要」より作成

### 第3 監査の結果

#### 1. 一般会計の財務事務について

**【監査要点】**

ア 市町村への補助金、助成金及び負担金の財務事務は法規かつ効率的に執行されているか。

平成 13 年度において、一般会計から歳出した補助金、助成金、負担金は「下水道関係事業費補助金交付要綱」に従って、交付されることになっている。その支出状況は、表 14 に記載したとおりである。

表 14 平成 13 年度一般会計から歳出した補助金、助成金、負担金

No	事務事業名	ア) 事業内容 イ) 県単独事業(以下県単と略す)または補助事業 ウ) 補助の負担割合 エ) 対象者 オ) 金額(単位:千円)
	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	ア) 市町村の下水道事業の促進及び財政負担の軽減をおこなうため市町村が実施する汚水排除を目的とする公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で平成 7 年度から平成 12 年度までの各年度に実施される市町村単独事業費のうち、平成 3 年度から平成 7 年度まで(7 次 5 カ年計画期間)に実施された単独事業費の平均値を上回る部分に係る地方債の元利償還額から交付税措置相当分を除いた額を助成する。 イ) 県単 ウ) 県 10/10 エ) 津市他 44 市町村 オ) 533,813
	同和地区水洗化促進事業補助金	ア) 同和地区において水洗化工事を行った者に対して補助を行った市町村へ補助をする。 イ) 県単 ウ) 県 1/2、市町村 1/2 エ) 津市他 9 市町 オ) 194,706

No	事務事業名	<p>ア) 事業内容  イ) 単独事業(以下県単と略す)または補助事業  ウ) 補助の負担割合  エ) 対象者  オ) 金額(単位:千円)</p>
	同和地区公共下水道事業補助金	<p>ア) 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第 2 条に規定する地域のうち、下水道法第 4 条第 1 項に規定する事業認可区域において、平成 9 年度から 13 年度までの 5 年間に実施する公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で、国の財政上の特別措置が講じられない管渠の建設費に対し、特別措置が講じられる場合と地方負担額から交付税措置相当額を除いた額が同等になるように地方債の元利償還額に助成する。</p> <p>イ) 県単  ウ) 県 10/10  エ) 松阪市他 8 市町  オ) 7,352</p>
	特定環境保全公共下水道事業助成金	<p>ア) 総合保養地域整備法(リゾート法)の規定による基本構想の承認を受けた重点地域において市町村が実施する特定環境保全公共下水道事業の処理場、ポンプ場及び汚水管渠の建設に要する費用に対し、補助を行う。</p> <p>イ) 県単  ウ) 県 10/10  エ) 南勢町他 5 町  オ) 71,564</p>
	公共下水道事業助成金	<p>ア) 市町村が実施する公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業のうち、国庫補助の対象となる処理場・管渠等の建設のため市町村が借り入れた地方債の発行後、10 年以内における利子支払額の一部について、当該団体の財政力指数等を勘案して算定した補助率に応じて助成する。</p> <p>イ) 県単  ウ) 県 10/10  エ) 津市他 38 市町村  オ) 319,331</p>

No	事務事業名	<p>ア) 事業内容</p> <p>イ) 単独事業(以下県単と略す)または補助事業</p> <p>ウ) 補助の負担割合</p> <p>エ) 対象者</p> <p>オ) 金額(単位:千円)</p>
	日本下水道事業団負担金	<p>ア) 下水道事業における技術援助、技術者の養成、下水道の根幹的施設の建設などを通して生活環境の改善、公共用水域の保全に寄与している日本下水道事業団への負担金</p> <p>イ) 県単</p> <p>ウ) 県 10/10</p> <p>エ) 日本下水道事業団</p> <p>オ) 8,290</p>
	流域下水道推進負担金	<p>ア) 下水道に関する調査研究を行うとともに、その急速な普及と健全な発達を図り、公共用水域の水質の保全に資し、国民生活の向上に寄与している日本下水道協会及び流域下水道事業に係る諸問題に対処するため連絡調整、啓発などを行う流域下水道推進協議会への負担金</p> <p>イ) 県単</p> <p>ウ) 日本下水道協会 県 10/10 流域下水道推進協議会 県 1/5、市町村 4/5</p> <p>エ) 日本下水道協会、 流域下水道推進協議会</p> <p>オ) 4,372</p>
	志登茂川浄化センター環境整備事業負担金	<p>ア) 中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)事業建設に伴う浄化センター周辺地域の環境整備を促進するため、当該環境整備事業を行うものに対する負担金</p> <p>イ) 県単</p> <p>ウ) 県 1/2・市町村 1/2</p> <p>エ) 津市・河芸町</p> <p>オ) 58,980</p>
	宮川浄化センター環境整備事業負担金	<p>ア) 宮川流域下水道(宮川処理区)事業建設に伴う浄化センター周辺地域の環境整備を促進するため、当該環境整備事業を行うものに対する負担金</p> <p>イ) 県単</p> <p>ウ) 県 1/2・市町村 1/2</p> <p>エ) 伊勢市・御園村</p> <p>オ) 65,100</p>

表 14 の補助金、助成金及び負担金について、県土整備部下水道チームにその審査手続等に関してヒアリングを行い、サンプル抽出した補助金等審査資料について閲覧した結果、以下の負担金について今後、検討の余地がある。

志登茂川浄化センター環境整備事業負担金及び 宮川浄化センター環境整備事業負担金

両負担金とも下水処理センターの地域住民対策として、周辺地域の環境整備を促進することを目的として交付されるものである。

三重県では下水処理センターが建設される市町村から申請される工事について、総事業費の1%を目安として支出を行い、当該交付額を流域関連市町村と按分負担している。環境整備事業負担金の総事業費に占める割合は、都道府県によって異なっていて、三重県の環境整備にかかる負担割合が特に多い訳ではないが、支出額を総事業費の一定割合にこだわることなく、むしろ、必要な環境整備を周辺住民と協議し、選択実施する方法も考えてみてはどうか。建設コストが多額になる下水道事業に関連して実施される環境整備事業への負担金交付の算定方法につき、視点を変えての見直し検討も必要あるのではないかと【意見】

【監査要点】

イ 人件費の計上区分は正規であるか。

平成 12 年度及び平成 13 年度の決算書における下水道事業に関する三重県職員の人件費は表 15 及び表 16 のとおりである。なお、各表において、南勢志摩県民局伊勢建設部人件費のうち、共済負担金については支出金額算定手続に時間を要するため金額を除いてある。

表 15 下水道事業に係る人件費決算書計上額 (単位：千円)

会 計 区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	増減比 (%)
流域下水道事業特別会計	257,389	184,152	28.45
一般会計	534,890	627,798	17.37
合 計	792,280	811,950	2.48

「下水道チーム提出資料」より作成

表 16 部署別人件費明細表 (単位：千円)

部 署	平成 12 年度		平成 13 年度	
	人数 (人)	人件費	人数 (人)	人件費
下水道チーム	42	352,331	43	367,768
北勢県民局下水道部	24	179,148	20	155,223
津地方県民局下水道部	29	221,548	30	229,085
南勢志摩県民局伊勢建設部	7	39,250	10	59,872
合 計	102	792,280	103	811,950

「下水道チーム提出資料」より作成

平成 13 年度の下水道事業関係職員の人件費を、平成 12 年度のそれと比較してみると、合計額では、対前年比 2.48% 増と微増であるのに対し、流域下水道事業特別会計の人件費は同 28.45% と著しく減少している。一方、一般会計においては同 17.37% の著増となっている。職員数は、合計で 1 名の増加しかないのにそれぞれの会計では人件費の著減・増がある。そこで、これは何に起因しているのかにつき担当者に質問したところ、次のような回答があった。

#### 流域下水道事業特別会計の人件費

流域下水道事業特別会計には、流域下水道事業のうち国の基準等に基づき建設事業に従事する職員の人件費を計上している。

#### 一般会計下水道事業費の人件費

流域下水道事業特別会計で支弁できない建設業務及び企画管理業務等に従事する職員の人件費を含めている。

即ち、流域下水道事業特別会計では、国の基準等に基づき建設業務に係る人件費のみを計上しており、企画管理業務等に係る人件費は全て一般会計で計上していることとなる。そのため、平成 13 年度は平成 12 年度に比し流域下水道事業に係る建設事業費が減少したため、表 16 に示すようにそれぞれの年度における両会計の人件費構成が変化している。

しかし、「三重県特別会計条例第 2 条」の別表第 2 では、流域下水道事業特別会計において歳出とする経費として、次の a ~ c が列挙されている。

- a. 流域下水道事業の実施に要する人件費
- b. 事業費及び維持管理費借入金の償還金
- c. 利子その他の支出

現状の人件費の計上方法は、条例制定時から終始一貫して、建設業務に携わる三重県職員の人件費を流域下水道特別会計に計上し、企画管理業務に従事する同職員人件費については、流域下水道整備に伴う公共用水域の水質保全等により流域下水道関連市町村のみならず県民全体が利益を享受できるといった観点から一般会計で計上している。三重県では普及率の向上の観点から、市町村の負担金を抑制する政策的な判断で人件費についてかかる処理を行っている。

しかし、現在の処理は、下記事項について検討をする余地がある。

流域下水道事業には、建設業務だけではなく企画管理業務も必要不可欠であるため、当該業務に係る人件費も流域下水道事業特別会計で計上すべきであり、一般会計に計上されることは、公表される流域下水道事業特別会計の決算・予算が流域下水道事業の実態を正しく反映しているとは言えない。従って、同特別会計の補足資料をもって企画業務等に従事する職員の人件費を開示することにつき検討することが望まれる。【意見】

流域下水道事業の企画管理業務に携わる三重県職員人件費を一般会計で計上することは、流域下水道整備に伴い、直接的恩恵を受ける関連市町村が負担することではなく県民全体が負担することを意味している。しかし、当該人件費を県民全体が負担することについては、常に県民のコンセンサスが求められており、またその負担を直接的受益者である市町村に変更するのであれば、当該市町村住民の理解も必要である。

以上のことから、現行の負担区分については、長期的な課題として負担区分のルール化を検討する必要がある。【意見】

また、国の特別会計における財務内容に関する説明責任の向上を図り、もって、ディスクロージャーを充実させるとの観点から、平成 14 年 10 月に財政制度等審議会より「特別会計における新たな財務書類の作成に係る中間取りまとめ（試作基準）」が公表された。今後、国の特別会計においては、「貸借対照表、業務費用・財源計算書及び区分別収支計算書並びにこれらに関連する事項についての附属明細書」を作成することが検討されるであろう。将来的には、同様の趣旨から地方公共団体の特別会計においても、国と同様の開示が求められてくるものと考えられることから、当該基準を参考に特別会計の実態を反映するような決算書等の作成の検討が今後の課題である。

なお、下水道チームは、平成 15 年度当初予算に経営改善事業として、特別会計における貸借対照表及び損益計算書の作成に係る予算要求を行っており、流域下水道事業の経営改善に資する決算書の作成が期待されるところである。

## 2. 流域下水道事業特別会計の財務事務について

### 【監査要点】

ウ 固定資産管理は適正に行われているか。

三重県北勢県民局下水道部並びに津地方県民局下水道部に往査し流域下水道特別会計の固定資産の管理状況を検討した。

なお、南勢志摩県民局伊勢建設部については、表 17 に示すとおり公有財産全体に占める割合が低く、また建物などの施設が未完成のため、往査ならびに監査の対象から除いた。

表 17

(単位：面積 m<sup>2</sup>，金額 千円)

細目		県民局				南勢志摩県民局の占める割合(%)
		北勢県民局	津地方県民局	南勢志摩県民局	合計	
土地	面積	434,133.46	480,400.24	182,066.81	1,096,600.51	16.6
	金額	13,588,487	7,457,796	2,893,521	23,939,804	12.1
建物	面積	27,299.63	30,910.75	-	58,210.38	-
	金額	16,784,968	11,394,648	-	28,179,616	-

「質問事項に対する回答書」より作成

### 北勢県民局、津地方県民局共通事項

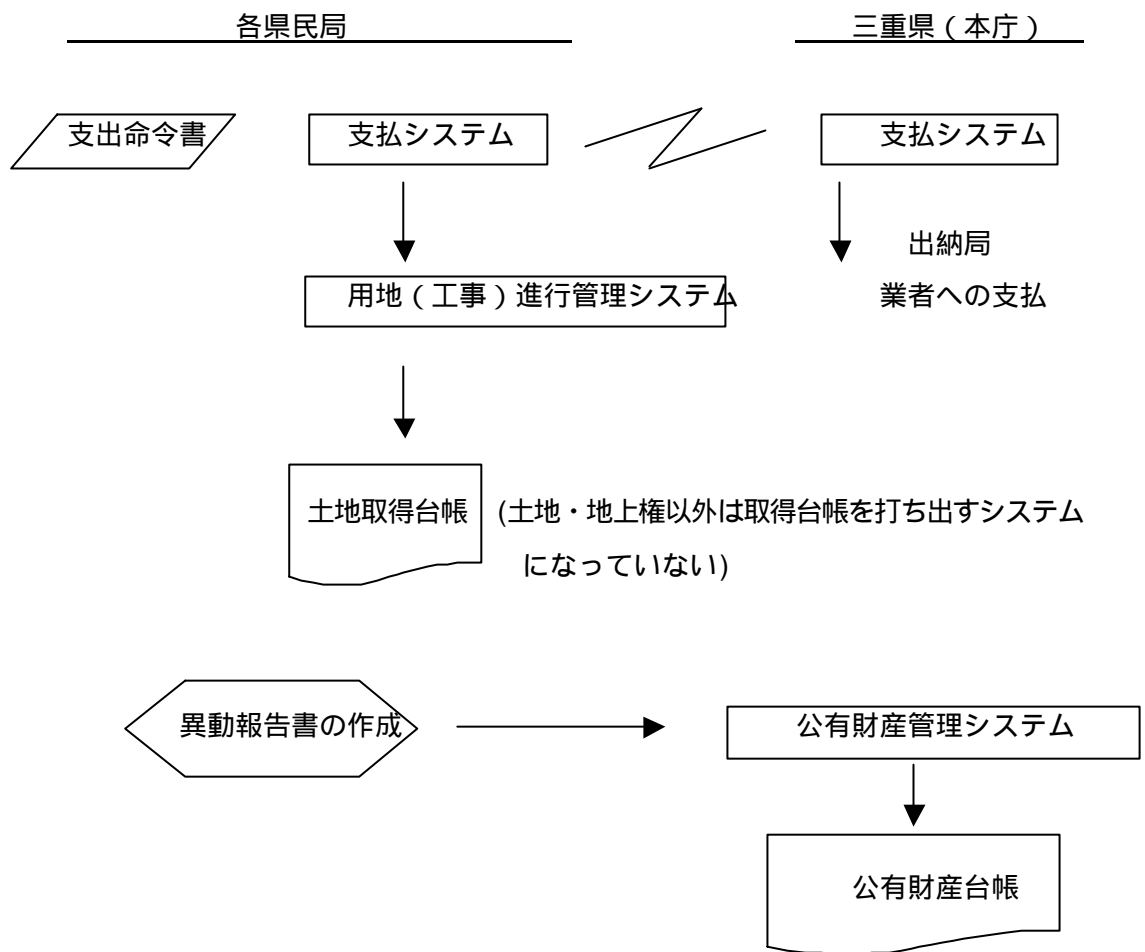
#### (1) 公有財産管理システムへの異動登録

公有財産のうち土地の取得に関しては、土地取得に係る支出の都度、各県民局で所定の承認手続きを経た「支出命令書」により、支払デ - タを財務の「支払システム」に入力すると、同時に同システムと連動している「用地(工事)進行管理システム」へ自動的に登録される。

一方、各県民局では別途「異動報告書」を作成し、この「異動報告書」によって三重県本庁で「公有財産管理システム」にデ - タ入力する。

前者からは「土地取得台帳」が、後者からは「公有財産台帳」が出力される。これらの関連を図で示せば、表 18 のようになる。

表 18 現状での用地（工事）進行管理システムならびに公有財産管理システムの概要



「担当部署へのヒアリング」より作成

このように、「用地（工事）進行管理システム」は、財務の「支払システム」と連動しており、予算執行管理と繋がっているが、「公有財産管理システム」は単独システムとなっており、「異動報告書」を唯一のデータとして増減処理が行われることから、以下の事項が認められた。

県民局とも、当該「異動報告書」の発行漏れや記載項目の誤り等のため、土地の取得日後（登録日後）に「公有財産台帳」の追加訂正を行っている事例が散見された。

これについては、「用地（工事）進行管理システム」と「公有財産管理システム」との連動を図ることによって、「異動報告書」の発行漏れや記載誤謬等による単純な誤りを減少させることができ、また各県民局における異動報告書の作成という業務がなくなり、その時間を有効活用することが可能となる。人手によるアウトプット資料のチェック工数は必要となるが、資料間の整合性は確保されるので、事務効率の向上が期待される。【意見】

建物、設備、構築物等（以下建物等という）の場合、「異動報告書」にもとづき「公有財産台帳」が作成されることは土地の場合と同様であるが、「用地（工事）進行管理システム」から土地のように管理台帳（取得台帳）が打ち出されるシステムとはなっていないため、竣工後も「異動報告書」の発行を失念していると、「公有財産台帳」に計上されることなく放置される危険性がある。

現に、北勢県民局では、収納庫の建設が完了したまま「異動報告書」が発行されなかったため、「公有財産台帳」に計上されていないことに気付かず、監査委員監査の現地視察の際に初めて判り、平成 14 年度において補正計上されることとなる事例があった。これは、建設・建築中の建物等について、建設仮勘定で管理するという概念がないため、県民局での財産管理の対象外となっているからである。建設途上での支出金額も、将来建物等に振り替わる可能性が極めて高く、公有財産に準ずる財産として県民局並びに三重県本庁の両方で別途管理されるべきである。民間企業では、建設工事に係る支出は「建設仮勘定」として資産計上すると共に、個別管理を行い完成時の振替処理に漏れが生じないように取り扱っている。これを参考にし、建設中の建物等についても各県民局等で管理できるように何らかの方策を検討する必要がある。【意見】

例えば、県民局において建設途中の段階で、現在の「用地（工事）進行管理システム」から工事毎に「建設仮勘定台帳（仮称）」を打ち出し、工事の完成後「公有財産台帳」にデータ転送するシステムにすることも一案である。

公有財産については、その所属するチーム等において管理を行うことが「三重

県公有財産規則」に定められている。従って、公有財産の異動時のチェック、「公有財産台帳」との照合或いは定期的・循環的に現地確認等を徹底することにより、異動登録の網羅性と残高の実在性の確認を行う必要がある。【意見】

(2) 三重県土地開発公社による用地先行取得に係る取得価額の誤計上

北勢県民局並びに津地方県民局の各浄化センター用地の一部について、過去において三重県土地開発公社（以下、この項において土地開発公社という）に先行取得を依頼し確保したものがあがるが、その土地の取得価額が表 19 に示すとおり用地費のみで計上され、補償費、事務費、支払利子が取得価額に算入されていなかった。

表 19

(単位：千円)

土地の所在	取得年月日	公有財産 台帳	適正な取得価額		
			用地費	補償費等	計
北勢沿岸流域下水道 北部浄化センター	昭和 56 年 4 月 1 日	2,391,480	2,391,480	263,188	2,654,668
北勢沿岸流域下水道 北部浄化センター	平成 9 年 3 月 31 日	3,507,200	3,507,200	228,276	3,735,476
中勢沿岸流域下水道 松阪浄化センター	平成 5 年 2 月 ～ 平成 5 年 7 月	1,458,255	1,458,255	152,597	1,610,852
中勢沿岸流域下水道 雲出川左岸浄化センター	昭和 62 年 3 月 16 日	2,235,320	2,235,320	169,809	2,405,129

「質問事項に対する回答書」より作成

土地開発公社から買い取る用地については土地開発公社側では、補償費、事務費、支払利息も土地の取得価額に含める処理をしており、三重県と土地開発公社との用地先行取得に関する契約書にも三重県は土地開発公社が取得した事業用地の取得に要した経費の総額を支払うものと定められ、具体的には取得に要した費用として土地の用地費及び補償費、用地の取得に要した事務費等の額、有利子資金が当てられた場合の当該利子の支払額の各項目が列記されている。

支払利息の額を土地の取得価額に算入することについては、別途の議論もあるが、先行取得を行った土地開発公社での経理処理との一貫性と、先行取得に関する契約書の条項から判断し、上表、補償費等付帯費用の総額(813,870千円)が土地の取得価額への算入漏れとなっているものと認められる。【指摘】

(3) 公有資産の財産保全状況

公有資産のうち、土地に関しては、全て三重県への所有権移転登記が行われているとの説明があり、平成13年度中の取得物件及び平成13年度末日現在における残高3億円以上の物件につき、登記簿謄本又は登記済証と照合したところ、公有財産台帳への記載面積と登記面積との不一致が認められたため、公有財産台帳への地積登録を修正依頼した物件が若干あったものの、いずれも適正に登記手続きがなされている事を確認した。

[登記簿謄本又は登記済証と照合した土地の内訳]

表20 平成13年度中に取得した物件

(単位：千円)

管轄	所在地	用途等	異動年月日	地積 (m <sup>2</sup> )	金額
北勢県民局	員弁郡北勢町麻生田3760-7,8	敷地・幹線	H14.2.28	180.34	2,182
津地方県民局	津市雲出鋼管町	敷地	H13.8.10	74,500.00	1,788,000
同上	松阪市高須町	敷地・浄化センター	H10.3.20～ H11.12.14	4,677.09	40,690

公有財産の定期報告漏れを平成13年度中に修正したもの

表21 平成13年度末日現在残高3億円以上の物件(表20掲載分は除く)(単位：千円)

管轄	所在地	用途等	異動年月日	地積 (m <sup>2</sup> )	金額
北勢県民局	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田	敷地・幹線	S56.4.1	245,541.44	6,944,399
同上	同上	同上	H8.2.15	115,657.53	4,965,876
同上	三重郡楠町大字五味塚字古江1085-1	敷地・浄化センター	H8.4.1	16,129.00	349,751
同上	同所1085-7	同上	H8.4.1	17,759.91	378,286
同上	同所1085-9	同上	H8.4.1	23,062.56	491,232
津地方県民局	津市雲出鋼管町	敷地	S62.3.16	116,000.00	2,235,320
同上	松阪市高須町	敷地・浄化センター	H5.2.3	62,401.07	542,889
同上	同上	同上	H5.2.22	35,512.85	308,961

「質問事項に対する回答書」より作成

(注) 金額欄は、上記(2)で指摘した取得価額に加算されるべき補償費等を含めない金額、すなわち用地費のみで記載している。

各処理場の施設、管渠については、三重県管財チームにおいて一括して火災保険へ加入しているとのことであり、そのリスクに対するヘッジ手当てが行われている。

## 北勢県民局固有事項

### (1) 売却土地の払出簿価の計算誤り

平成8年2月20日付けで三重郡川越町大字亀田新田字下新田80番25から同所同番32までの8筆計897.12㎡を日本道路公団名古屋建設局に47,995千円の価額で売却した際、当該売却価額をもって、土地取引による減少金額として公有財産台帳への登録を行ったため、結果として減少金額は33,058千円の過大計上となっている。【指摘】

資産売却に伴いその減少価額に付す金額は、資産の売却価額ではなく資産の取得価額（台帳価額）を基に計算された金額としなければならない。

当該事案の場合、売却部分に対応する土地の取得価額は16,650.79円/㎡×897.12㎡と計算されるため上記金額の誤差が生じたものである。

公有財産を売却することは稀な事例であり、官庁会計では資産の台帳記載価額について意味を持たせる必要性に乏しかったが、三重県のように積極的にバランスシートを作成し公表していくには、資産取得の際の取り扱いだけでなく、除却・売却などによる資産減少の場合の処理、すなわち公有財産台帳への減少金額の登録についても十分な配慮が必要である。

### (2) 受贈土地の受入評価

北部浄化センターの敷地として買収した土地に隣接する次に記載の土地を平成8年2月29日付けでA不動産株式会社から寄贈された。

三重郡川越町大字亀田新田字下新田地内83番12原野	101.27㎡	
同所	84番178原野	899.81㎡
同所	84番3雑種地	3,199.11㎡
	計	4,200.19㎡

寄付により取得した資産の公有財産台帳への登録価額については、三重県公有財産規則第31条に定めがあり、「寄付に係るものは寄付当時の評価額による」とされているが、当該土地の公有財産台帳への価額計上はゼロとされ、地積だけの登録となっている。

確かに、当時の寄付採納に付随する一連の資料によれば、当該寄贈土地は、三重県が同社より北部処理センタ - の用地として買収を行ってきた土地の残地で、公道に接しない袋地となっているため、その土地の評価額は面積の割には低いであろうことが窺える。しかしながら、4,200 m<sup>2</sup> 余の土地を金額ゼロと評価し、受け入れているのであれば、財産的に無価値の土地を公有財産として取得していることとなり、その後の維持・管理費用の負担を勘案すると問題である。

三重県は他の隣接地を同社から買収してきており、そこでの売買実例価格を参考にし受入価額を設定すべきであった。【意見】

### (3) 区分所有権(地上権)の設定に関して

私有地の中に管渠を通さざるを得ない場合には、地権者との間で区分所有権設定契約を締結し、当該土地に区分所有権を設定する。

北部浄化センタ - の放流渠工事に当たり、所有者であるA不動産株式会社と昭和60年11月29日区分所有権設定契約を締結し、ただちに地上権を設定した。

当該契約書および同日付の覚書には下記の旨の記載がある。

区分所有権の存続期間は、当該地を川越町に譲渡するまでの期間とする。

三重県は、当該地が川越町に譲渡されることとなった場合、区分所有権の抹消登記をする。その場合、当該地に係る三重県の占有条件を川越町に承継させる。

当初に区分所有権の設定対象となった土地につき、その後現在に至るまでの変遷の調査を依頼したところ、分筆が繰り返され、現在ではB株式会社他3社並びに三重県および川越町の所有となってきたことが判明した。

B株式会社他3社所有の土地に関しては、区分所有権の設定が継続されており問題はないが、すでに川越町に無償で譲渡されている以下の土地については当初契約書および覚書記載の約定に従い、遅滞なく区分所有権の抹消手続きを行い、同時に占有申請を行う必要がある。【指摘】

#### [川越町所有土地]

三重郡川越町亀崎新田字下新田 80 番 9	32.21 m <sup>2</sup>
同 所 80 番 4	142.97 m <sup>2</sup>

80 番 4 については、当初の覚書の対象外物件である。

**【監査要点】**

**工 工事契約内容は効率的なものであるか。**

(1) 工事契約状況について

監査の対象としたのは、平成 13 年度に入札のあった請負契約金額 50 百万円以上の下水道工事で、その工事に係る一連の書類の提出依頼をした。該当したのは表 22 のとおりである。

表 22

管 轄 局	請負工事総額 (単位：千円)	件 数
北勢県民局	5,640,925	19
津地方県民局	10,968,032	27
南勢志摩県民局	3,616,811	5
合 計	20,225,768	51

上記の工事案件に対して、以下の監査手続を実施した。

当初の請負工事契約から工期が延長されたものについては、延長した理由を質問した。

当初の請負工事契約から請負金額が変更されたものについては、変更理由を質問した。

上記 及び の監査手続を実施した案件のうち、主な工事発注元である北勢県民局及び津地方県民局の工事については、さらに請負業者選定手続に不備がなかったか、業者選定過程の資料の閲覧を実施した。

三重県では、工事設計金額に応じて、「三重県一般競争入札実施要綱」「三重県公募型指名競争入札実施要綱」に準拠して請負業者の選定を実施することになっている。これを工事設計金額別に表すと、表 23 のようになる。

表 23

工事設計金額	業社選定方法
3 億円以上	一般競争入札
8 千万円以上 (建築工事及び付随工事については 1 億円以上) 3 億円未満	公募型指名競争入札
8 千万円未満	指名競争入札

主な工事発注局である北勢県民局及び津地方県民局で、工期延長が頻繁に

起こる公共事業の工期管理の実施体制につき、ヒアリングを行い、関連資料の閲覧を実施した。

## (2) 工事の発注・契約について

及び を実施した結果、工事の延長理由は、工事の設計段階では予想できなかった地盤の地質上の問題から、地盤改良工事等の追加発注工事を実施しなければならなかったことに起因していたのが殆どのケースであった。

を実施した結果、いずれの工事も「三重県一般競争入札実施要綱」「三重県公募型指名競争入札実施要綱」に準拠して業者を選定していた。

建設工事に関しては、談合疑惑が言われるところであるが、今回、監査を実施した両局においては、談合情報は持込まれていなかった。もし、持ちこまれた場合には、工事の入札をストップし、「三重県建設工事等の談合情報対応マニュアル」に従って必要な調査をすることになっている。

一方、現状のように、管渠を数kmごとに工事区分を設け、一回一回入札手続きを執る方法は非効率であると言えなくもないが、当該工事は国庫補助の対象事業であり、現在の補助基準及び予算措置では、一定期限を超える複数年契約には制約が大きく、制度上、やむを得ないものと認められる。

しかしながら、今後は発注ロットを大型化することや、設計施工の一括方式の採用等、コスト削減に対し前向きに取り込むことも必要である。【意見】

## (3) 工事の進捗管理について

の手続きを実施した結果は以下のとおりである。

三重県では、公共工事の適正な執行を確保するため、建設工事の進捗管理について「建設工事進行管理要綱」を定めている。当該要綱に従い、事業の適正な執行を確保し、もって年度予算の執行状況を管理する目的で、「工事進捗状況表」を作成している。

一方、現場監督員が月に数回現場確認を実施し、請負業者から毎月「工程表」を県民局に提出させて工程の進捗管理としている。

上記のように予算の執行状況管理と現場での工程の進捗状況管理は、それぞれに実施されているが、先の「建設工事進行管理要綱」の第1条(目的)に定められている「公共工事の適正な執行を確保するために、建設工事の進行を管理する」目的に資するためにも、また、工事に遅延があった場合の今後の対策を講じる上から、その原因が県にあるのか、業者にあるのか、責任の所在を明確にしておく

ためにも、現場監督員の現場確認時における実施状況の具体的な記録が残されるべきである。【意見】

**【監査要点】**

**オ** 下水道公社への委託費は効率的なものであるか。

(1) 表 24 にあるように、県の当初予算と最終委託料とには乖離が見られる。

表 24 平成 13 年度流域下水道維持管理受託契約にかかる概算払の状況 (単位：千円)

項目	北部処理区	雲出川左岸処理区	南部処理区	松阪処理区	合計
当初予算	1,180,101	486,520	574,384	428,396	2,669,401
最終委託料	1,116,723	434,510	469,100	365,527	2,385,862
差 額	63,378	52,010	105,284	62,869	283,539
差異率 (%)	5.6	12.0	22.4	17.2	11.9

「下水道公社提出資料」より作成

下水道公社に支払う業務委託料については、県の当初予算において余裕を持った額で計上され、年度内に数回に分けて支出されているが、最終的には委託料は下水道公社における事業費及び管理費の支出状況に合わせて減算調整されている。予算の精度を上げる必要がある。

(2) 現行の会計規程に従えば、下水道公社のコスト削減努力によって得られた利益は受託収入の減少に跳ね返り、同公社の決算書にその効果が反映されないようになっている。下水道公社において、コスト削減のモチベーションを上げるためには、コスト削減努力の結果を何らかの形で表現できるようにすることも考えるべきではないか。下水道公社の経営基盤を確立する施策も必要である。【意見】

(3) 現在 4 箇所の下水処理区が供用開始されているが、下水処理施設については、当初の設計段階で選択される施設の種類や建設方法によって、その後に発生する維持管理費が大きく影響される。

三重県流域下水道事業計画の各処理区の施設は、すでに供用開始か建設着工の状況にあり、施設の設計の選択を含めたトータルコストの削減を図ることはできないが、現況下での維持管理費の削減、即ち、県の委託料削減といった観点からの、下水道公社の運営方法の見直しといったことも検討課題ではある。

即ち、県は現在供用している 4 箇所の下水処理センターの運営業務を一括して下水道公社に 1 次委託し、下水道公社はさらに一部の業務を民間企業へ 2 次委託

している。これは、流域下水道の維持管理業務の委託先を下水道公社に限定している三重県下水道条例第 3 条に準拠したものであるが、上記の 2 次委託等については、県条例等の見直しを前提の上、直接民間企業に委託することができれば、県からの委託料も現在より低くすることが可能となるかもしれない。【意見】

**【監査要点】**

**カ** 市町村からの負担金の収納管理は適正であるか。

平成 13 年度における負担金収入について、その収納の状況を検証した結果、出納閉鎖期日(平成 14 年 5 月 31 日)までに全て完納されていたものの、表 25 に示すように、県が発行する納入通知書に記載された納期限を 10 日以上も延滞して収納されていたものが相当数あった。

表 25

納期限	銀行領収年月日	延滞期間(日)	収納額(千円)	納付目的	債務者
平成 14 年 2 月 28 日	平 14 年 3 月 15 日	15	2,901	北勢沿岸流域下水道 第 5 期分維持管理負担金	A 町
平成 14 年 2 月 28 日	平成 14 年 3 月 29 日	29	5,828	北勢沿岸流域下水道 第 5 期分維持管理負担金	B 町
平成 14 年 4 月 12 日	平成 14 年 4 月 30 日	18	141,240	建設促進対策費	C 市
平成 14 年 4 月 12 日	平成 14 年 4 月 30 日	18	66,775	建設事業地元負担金(県単事業)	C 市
平成 14 年 4 月 12 日	平成 14 年 5 月 16 日	34	993	建設事業地元負担金(県単事業)	D 町
平成 14 年 4 月 12 日	平成 14 年 4 月 30 日	18	14,004	建設事業地元負担金(県単事業)	E 市
平成 14 年 4 月 12 日	平 14 年 4 月 22 日	10	2,632	建設事業地元負担金(県単事業)	F 市
平成 14 年 4 月 12 日	平成 14 年 4 月 22 日	10	89	建設事業地元負担金(県単事業)	G 町
平成 14 年 4 月 12 日	平成 14 年 4 月 30 日	18	1,720	建設事業地元負担金(県単事業)	H 町
平成 14 年 4 月 12 日	平成 14 年 4 月 30 日	18	182,310	建設事業地元負担金(国補事業)	C 市

平成 14 年 4 月 12 日	平成 14 年 5 月 16 日	34	111,551	建設事業地元負担金（国補事業）	D 町
平成 14 年 4 月 12 日	平成 14 年 4 月 30 日	18	389,319	建設事業地元負担金（国補事業）	E 市
平成 14 年 4 月 12 日	平成 14 年 4 月 22 日	10	233,698	建設事業地元負担金（国補事業）	F 市
平成 14 年 4 月 12 日	平成 14 年 4 月 22 日	10	7,903	建設事業地元負担金（国補事業）	G 町
平成 14 年 4 月 12 日	平成 14 年 4 月 30 日	18	15,309	建設事業地元負担金（国補事業）	H 町
平成 14 年 4 月 12 日	平成 14 年 4 月 30 日	18	40,437	周辺地域環境整備事業地元負担金	C 市

「収納状況一覧表」より作成

A 町及び B 町の維持管理負担金の延滞事由は、両町とも当該負担金につき第 5 期分の支払時点において予算超過となったため、納期限内の支払が不能となったことによるものである、と県担当者から回答を得た。しかし、当該負担金については、年 6 回支払を行うこととなっており、第 4 期分の支払時点で町負担金予算の超過が予測できたはずであり、両町の対応は如何であったのかが問われる。

上記以外の負担金については、年 1 回の支払であるが、支払額が多額になるため、起債による資金調達を行うことが多く、起債手続に時間を要することから延滞が発生するとの回答を得た。しかし、当該市町村の予算措置或いは資金繰り等それぞれ事情はあるものの、特定の市町村だけが延滞していることの実態をそのままにすることは、公平性を損なう。

延滞負担金が発生した場合は、県担当者が各市町村担当者に口頭で支払催促を実施しているとのことであるが、当該延滞債権に係る管理資料等は作成されておらず、また、上席者への報告もなされていない現状を踏まえると、有効な管理がなされているとはいえない。また、一般企業と比較した場合、担当者の延滞管理に対する認識が不足しており、収納期限を過ぎても出納閉鎖期日までに収納すればよいという意識が強い。

負担先の公平性の観点及び三重県の効率的な資金繰りの観点から期限内納付の徹底を図るべく有効な債権管理体制を構築すべきである。また、延滞先については、地方自治法第 231 条の 3 の規定による督促を行い、三重県税外収入通則条

例第 5 条に基づく延滞金の徴収についても考慮すべきである。【意見】

地方自治法第 231 条の 3

- 1 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

( 以下省略 )

三重県税外収入通則条例第 5 条

- 1 知事は法第 231 条の 3 第 1 項に規定する税外収入について同項の規定による督促をした場合においては、延滞金を徴収しなければならない。
- 2 前項の延滞金の額は、同項の税外収入の納期限（徴収猶予をした場合においては、当該徴収猶予をした納期限とする。以下同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税外収入の金額に年 14.5%（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日以前の期間については、年 7.25%）の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

( 中略 )

- 5 知事は、税外収入の納期限までに当該税外収入を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第 1 項の延滞金を減免することができる。

**【監査要点】**

**キ 会計事務の自己検査は適切に執行されているか。**

三重県会計事務自己検査要綱（平成14年4月1日改訂）では「自己検査を所属において行われた全ての会計事務及びこれに付随する事務につき、三重県会計事務自己検査要綱に基づき四半期毎に実施する」と定めている。そして、その結果を「自己検査調書及び自己検査点検表に記載する」とされている。

平成13年度中に北勢県民局下水道部および津地方県民局下水道部で実施された自己検査の状況を、自己検査調書により検討すると、北勢県民局下水道部で4件、津地方県民局下水道部で5件の誤った事務処理事項が検出され、補正処理並びに事後の予防対策が講じられていた。

従って現状においては、形の上では概ね満足の行く水準で自己検査が機能していると判断される。

しかし、以下の2点につき自己検査のあり方を見直す必要がある。

自己検査の実施過程での記録が、検査項目を記載した自己検査点検表でしか残っておらず、そのプロセスを個々に確認できる資料がない。要領第5条に定める「別表1 自己検査項目〔表〕」に自己検査の実施すべき具体的内容が詳細に記載されており、当該資料を自己検査のチェックリストとして利用することも含め、検査過程を示す資料の整備を考える必要がある。【意見】

自己検査の検査項目は、全般的総括事項から予算執行及び決算、収入項目、支出項目、契約事項、現金及び有価証券、物品、その他の事項までと極めて多岐にわたりそのボリュームも相当なものとなっている。

例えば、そのうちの収入項目一つをとってみても

(1) 調定の根拠及び時期は適正か

・・・ 5つのチェック項目・・・に始まり、

(13) 収入証紙による収入は適正か

・・・ 9つのチェック項目・・・に至るまで

全65項目の具体的な検査項目が自己検査点検表に列挙されている。

また、要領第3条では、これらの広範囲にわたる検査項目について、決算期における検査を含め四半期毎に年5回の自己検査を行うことを義務づけている。

自己検査を全ての検査項目について網羅的に実施しようとするれば、自ずと表面的、形式的な検査に終始してしまう可能性がある。検査の形骸化につながることもなりかねず、このような事態は避けなければならない。

そのためには、広範囲にわたる検査項目や年5回の検査回数を見直すこと、或いは検査テーマを絞り密度の濃い検査を循環的に実施できるような検査計画を期初において作成することなどの検討が必要である。【意見】

例え立派な制度を設けたとしても、運用の段階でそれを生かし切れない場合や、あるいはそもそも運用そのものが不可能な制度であった場合には、制度に対する信頼の失墜やそれを執行する職員の検査に要した時間などの機会損失が大きく発生するという負の効果が生じ、その犠牲が大きいことに留意しなければならない。

### 3. 下水道公社の出納とその他の事務執行について

#### 【監査要点】

ク 委託料等は法規かつ効率的に支出されているか。

#### (1) 汚泥処理費用について

平成 13 年度における汚泥処理コストの他県比較は表 26 のとおりである。

表 26

(単位：円)

地域名	汚泥処理コスト / t	リサイクル状況
愛知県	32,500	民間に焼却委託し産業廃棄物として廃棄。
三重県		民間に焼却委託し産業廃棄物として廃棄。
北部	34,300	
雲出・南部・松阪	35,600	
岐阜県	不明	全て地盤改良材として、リサイクル。
滋賀県	12,120	80%はリサイクル。
京都府	20,000 + 運搬費	ほとんどリサイクル。

「質問事項に対する回答書」より作成

三重県と同じような汚泥処理をしている愛知県では、汚泥処理業者が数社あり、競争によるコスト削減効果があるものと考えられ、三重県より約 2,000 円/t 程度安くなっている。このことから汚泥処理分野でも、ある程度競争できるような制度の導入が必要であるものとする。【意見】

#### (2) 汚泥のリサイクルについて

表 26 の他県のリサイクル状況からもわかるように、今後増加していく汚泥を、従来どおり汚泥ケーキのままで業者に廃棄処理を委託していたのでは、コストを削減することはできない。県の新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」における「資源循環型社会の構築」政策を推進する観点からも、下水道事業における汚泥処分については、他県が実施しているような地盤改良材、セメント、タイル等の原料等へのリサイクル率向上が次の下水道事業における優先課題の一つといえる。【意見】

なお、平成 14 年度における北部処理区では、一部セメント原料へのリサイク

ル化及び複数年契約による諸経費率の削減により、およそ 60 百万円のコスト削減を見込んでいる。

( 3 ) 払出汚泥の検量について

平成 14 年 3 月の北部処理区の汚泥処分業務委託料について、業者からの請求書を読覧したが、同請求書に記載された数量と、汚泥計量伝票に記載された数量とに差異が見受けられた。これに関して、下水道公社では国家資格者が認定した検量計により計量している業者の数量のほうが正確であるとしているが、計量数量により汚泥処分業務委託料が異なることを考えれば、下水道公社においても、もっとコスト意識を持つべきであり、自己の責任において検量の妥当性を検証する対策を立てることが必要である。【意見】

( 4 ) 下水 1 あたりの処理コストについて

各処理区の平成 12 年度及び平成 13 年度の下水 1 あたりの処理コストを一覧表にすると表 27 のとおりになる。

表 27 下水 1 あたりの処理コスト

(単位：千円)

処理区名	北部処理		雲出川左岸		南部		松阪	
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
維持管理 受託事業費	894,428	1,097,975	361,092	427,962	405,963	458,380	315,673	356,691
管理費 按分額	20,054	18,748	5,945	6,548	10,293	10,719	8,074	8,835
合 計	914,482	1,116,723	367,037	434,510	416,257	469,100	323,748	365,527
年間流入量 (千 $m^3$ )	16,870	20,780	3,463	4,955	4,203	5,136	1,917	2,680
1 当たり 下水処理コ スト(円)	54.2	53.7	106.0	87.7	99.0	91.3	168.9	136.4

「下水道公社事業概要」より作成

注 管理費は各処理区の共通経費であるため、予定流入量の比率で按分している。

上記のとおり、下水処理区別の 1 当たり下水処理コストには、かなりのバラツキがある。合計額では、北部処理区が最も高いが、これは規模に起因するもの

で、1 当たりの処理コストでみると、北部処理区が最も安く、最も高い処理区のおよそ、3 割から 4 割のコストで済んでいる。これは、表 28 に示されるように、汚水流入量の増減にあまり関係しない施設点検維持管理委託業務費及び職員人件費の、維持管理コスト全体に占める割合に差があるためである。

表 28 維持管理コストに占める施設点検維持管理委託費

(単位：千円)

処理区名	北部		雲出川左岸		南部		松阪	
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
維持管理コスト	914,482	1,116,723	367,037	434,510	416,257	469,100	323,748	365,527
施設点検維持管理委託業務費	255,150	249,417	134,786	132,690	147,405	146,565	122,635	125,732
委託料の比率 (%)	27.9	22.3	36.7	30.5	35.4	31.2	37.9	34.4

「下水道公社事業概要」より作成

#### (5) 啓発活動について

下水道公社の「会計規程第 4 章 予算及び決算予算の執行第 32 条」によれば、計画に従って予算を執行しなければならない。

予算を流用する場合には、理事長の承認を得なければならない。

予算を次年度に繰り越すことはできない。

業務量増加により業務のための直接必要な経費に不足が生じたときは、知事の承認を得て、増加した収入に相当する金額を当該経費に充てることことができる。

とされている。

すなわち、これは、県からの受託収入を内訳科目まで予算化して受領しているため、予算化されなかった事業に、下水道公社が受託収入を自由に配分することはできないということである。

従って、啓発活動については、県からは受託料のなかでの予算を認められていないため、現状は基金の果実で賄うことができる範囲に限定された小規模な活動しかできていない。平成 13 年度において、下水道公社で実施された啓発活動は、以下のものであった。

第 14 回下水道コンクール（小学生対象に絵画・習字）

全国下水道促進デー関連行事

下水道の日（9月10日）に関連して、その月間に北部・雲出川左岸・南部・松阪の各浄化センターにのぼり・ポスターを掲示し広報活動

鈴鹿ベルシティーにおいて、風船・エコパックの配布による普及啓発

パネル展示（浄化センターにおいて、マンホールデザイン・下水道の変遷・水質微生物のパネルの展示）

パンフレット・タオルの配布

施設見学

実習生の受入

下水道公社の設立目的にある「下水道に関する知識の普及及び啓発等の事業」に対し、同公社がどのように取り組んでいくのかを含め、同公社の今後の運営に関しての一考察を「第4監査の結果に添えて出す意見」に記載している。

**【監査要点】**

ケ 人件費の負担は、合规かつ適正に支出されているか。

下水道公社における排水設備工事技術者認定試験事業は、平成 10 年度より実施しており、当該事業特別会計において計上されている人件費の推移は次のとおりである。

表 29 排水設備工事技術者認定試験事業特別会計

(単位：千円)

科目・摘要	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
給料	1,481	1,533	2,578	2,599
職員手当	2,465	1,102	1,574	1,520
上記給料の一般会計（主務職員給与）との負担割合	30%	30%	50%	50%

「下水道公社事業概要」より作成

一方、平成 14 年 6 月 1 日現在の下水道公社職員の部署別、職種別、所属別の人員数は、次ページに示されるとおりとなっている。

		(人数：名)	
本部総務課	理事長	公社(県OB)	1
	技術職	県職員	1
	事務職	公社	2
		県、市町村職員	2
	業務補助職	公社	1
			(計)(7)
北部浄化センター	技術職 (含所長)	県、市町村職員	6
	業務補助職	公社	2
			(計)(8)
雲出川左岸 浄化センター	技術職 (含所長)	県、市町村職員	5
	業務補助職	公社	3
			(計)(8)
南部浄化センター	技術職 (含所長)	県、市町村職員	5
	業務補助職	公社	2
			(計)(7)
松阪浄化センター	技術職 (含所長)	県、市町村職員	5
	業務補助職	公社	2
			(計)(7)

下水道公社職員のうちの理事長及び業務補助職員を除く計 26 名については、公社プロパー職員は僅か 2 名、残りの 24 名は県(18 名)並びに市町村(6 名)からの派遣職員で構成されている。

( 1 ) 派遣職員の人件費負担について

派遣職員の人件費負担につき検討したところ、給与水準は派遣元の三重県並びに各市町村での職員給与ベースと同じで、その全額を下水道公社が負担していることが確認された。

派遣職員については、派遣先での業務を行っており、その者に係る給与を派遣先が負担することは当然でありかつ適正な処理である。又、地方公務員共済組合法による長期給付等に係る事業主負担金等についても下水道公社がこれを負担しており、同様に適正な事務処理となっている。

これらの負担契約については、県並びに各市町村との間で、表 30 に示すとおり、派遣に関する協定書を取り交わしており、手続き上の瑕疵は認められない。

表 30 派遣協定書概要

派遣先 内容	三重県	津市	四日市市	桑名市	鈴鹿市	員弁町
協定書日付	H14.4/1	H14.4/1	H14.4/1	H14.4/1	H14.4/1	H14.4/1
身 分	甲乙	甲乙	甲乙	甲乙	甲乙	甲乙
服 務	乙	乙	乙	乙	乙	乙
休 暇 (夏期、 年末年始等)	甲	乙	甲	甲	-	-
分 限 懲 戒	甲乙協議	甲乙協議	甲乙協議	甲乙協議	甲乙協議	甲乙協議
給 与	乙(甲の規 定) 特勤手当 は乙	乙(甲の規 定) 特勤手当 は乙	乙(甲の規 定) 特勤手当 は乙	乙(甲の規 定) 特勤手当 は乙	毎月分は甲 より支給 し、年度末 に支給・負 担金を乙よ り支払す る。ただし、 時間外・休 日勤務手当 は月分は乙 より支給す る。	毎月分は甲 より支給 し、年度末 に支給・負 担金を乙よ り支払す る。ただし、 時間外・休 日勤務手当 は月分は乙 より支給す る。
旅 費	乙 赴任旅費 は甲	乙	乙 赴任旅費 は甲	乙 赴任旅費 は甲	乙	乙
互 助 会	三重県職 員互助会 会員	-	四日市市 職員共済 会	桑名市職 員共済組 合	-	-

福利厚生 (健康診断、 人間ドッグ 等)	乙 (特に必 要な時は 甲)	乙 (甲と同 等実施に 努める)	乙 (特に必 要な時は 甲)	乙 (特に必 要な時は 甲)	甲 (実施に 便宜をは かる)	甲 (実施に 便宜をは かる)
財形貯蓄	乙	-	乙	乙	甲	-
健康保険	乙	乙	乙	乙	甲	甲
共 済 (退職共済掛 金を含む)	甲が指定 する方法 により乙 が納入	甲が指定 する方法 により乙 が納入	甲が指定 する方法 により乙 が納入	甲が指定 する方法 により乙 が納入	甲が支 払った負 担金を、甲 が指定す る方法に より乙が 甲に支払 う。	甲が支 払った負 担金を、甲 が指定す る方法に より乙が 甲に支払 う。
災害補償	乙	乙(甲の規 定)	乙	乙	乙	乙
派遣期間	3年以内	3年以内	3年以内	3年以内	1年以内	1年以内

甲：派遣元

「質問事項に対する回答書」より作成

乙：下水道公社

## (2) 特別会計に計上されている人件費について

特別会計に計上されている人件費は、次のような計算根拠に基づいている。

職員手当・・・ 雲出川左岸浄化センターの業務補助職員一名を特別会計業務  
の専従職員とみなし、その年間賃金の100%を計上

給料・・・ 本部(雲出駐在)の排水設備主務担当職員の年間人件費の  
50%相当を特別会計が負担すべき人件費として計上

上記の50%という割合は、特別会計への従事割合の経験値より求められたものであり、実証的に算出されたものではない。

そこで、今回、下水道公社に依頼し、平成14年7月度と8月度、2ヶ月間の  
同人の一般会計と特別会計との従事時間数を抽出してもらった結果、表31のと  
おり、50%という経験値による負担率が実際の負担率に近似していることが確認  
できた。

表 31

(単位：時間)

月 度 項 目	平成 14 年 7 月 度	平成 14 年 8 月 度	合 計
一般会計業務従事	76	64	140
特別会計業務従事	96	52	148
合 計	172	116	288

注 平成 14 年 8 月 度の時間数からは、夏期休暇分を除いてある。

「質問事項に対する回答書」より作成

一般会計業務 : 特別会計業務 = 49 : 51

今後、実態が大幅に変化しない限り、継続して従来の按分率を適用すると共に、定期的に比率の妥当性を自己検証する必要がある。

### (3) 退職給与引当金について

平成 13 年度末現在、職員の退職金の支払にあてるための退職給与引当金、7,698 千円が計上されており、同額の引当預金の手当てされている。

これは、公社職員（プロパー職員）2 名に対する退職給与に対するものであり、その引当金の計算根拠は、定年・勸奨退職に基づく期末要支給額の 100%となっている。

下水道公社の退職金計算基礎となる退職手当支給率早見表では、自己都合を事由とした退職と定年・勸奨による退職とで支給率にかなりの隔たりがあり、将来、引当金設定対象者が自己都合退職となった場合、退職給与引当金と退職引当預金の目的外取崩しが発生し、好ましくないが、

- a. 過去の退職者に自己都合退職者が一人もいないこと
- b. 相当の高い確率で、定年までの勤務が予想されること
- c. 他の都道府県の下水道公社他において、定年退職を前提とした要支給額を計上している実例が多数認められること（注 1 参照）

を根拠として、現在採用している方法も妥当な処理と判断する。

ただし、終身雇用や年功序列の制度が既に崩壊しつつある民間企業との対比、或いはそういった社会の潮流等を考慮した場合、このように定年・勸奨退職を前提とした退職給与引当金の計算基準を継続適用していくことの良し悪しにつき、検討を加えることも必要である。【意見】

(注1) 下水道公社での調査結果によれば、(財)京都府下水道公社をはじめとする 26 下水道公社・建設技術センター等の財団法人での退職給与引当金の計上方法は、以下の状況である。

定年退職事由による期末要支給額の 100%	8 社
自己都合退職事由による期末要支給額の 100%	7 社
その他の基準による引当て	8 社
引当金計上なし	3 社

**【監査要点】**

コ 資産管理は適正に行われているか。

(1) たな卸資産管理について

たな卸資産の資産計上について

現在、下水道公社では、試薬品及びガラス器具等については、購入時に費用処理し、貸借対照表上資産計上していない。そこで、公社に対して、在庫金額について調査を依頼した結果、平成14年3月末時点の各浄化センターの在庫金額は表32のとおりであった。但し、金額は実際の購入価額ではなく定価（消費税抜き）で算定してある。

表32 下水道公社在庫金額一覧

(単位：千円)

	試薬品在庫金額	ガラス器具等 在庫金額	合計
北部浄化センター	1,365	6,973	8,338
南部浄化センター	834	2,326	3,161
雲出川左岸浄化センター	1,504	3,306	4,811
松阪浄化センター	1,539	486	2,026
合計	5,244	13,093	18,337

「下水道公社回答資料」より作成

また、在庫回転期間分析の結果は表33及び表34のとおりであった。

表33 試薬品在庫回転期間分析

(単位：千円)

	平成13年度 薬品購入額	試薬品 在庫金額	回転期間(月)
北部浄化センター	1,981	1,365	8.3
南部浄化センター	882	834	11.3
雲出川左岸浄化センター	1,562	1,504	11.6
松阪浄化センター	1,214	1,539	15.2
合計	5,640	5,244	11.2

「下水道公社回答資料」より作成

表 34 ガラス器具等在庫回転期間分析

(単位：千円)

	平成 13 年度 ガラス器具等購入額	ガラス器具等 在庫金額	回転期間(月)
北部浄化センター	448	6,973	186.8
雲出川左岸浄化センター	435	3,306	91.2
南部浄化センター	301	2,326	92.7
松阪浄化センター	49	486	119.0
合計	1,233	13,093	127.4

「下水道公社回答資料」より作成

(注) 在庫回転期間分析については、在庫使用額で検討する必要もあるが、現在、下水道公社では使用額を把握していないため、購入金額で検討した。

平成 14 年 3 月末日における試薬品及びガラス器具等の在庫金額は、公社全体で 18,337 千円となっており、金額的にもかなりの額となっている。また、特にガラス器具類等の回転期間は長期にわたっており、在庫管理の非効率性及び多量の滞留在庫の存在が懸念される。事実、北部浄化センターの視察の結果、ビーカー類の在庫については、長期にわたり未使用の物品が大量に保管されていた。

当該問題点が発現しない一因として、これらの物品について購入時に費用処理し、資産計上していなかったことが挙げられる。資産計上することは、外部報告の観点からは適切な経済実態を反映した貸借対照表の開示、また、内部管理の観点からは有効かつ効率的な資産管理の遂行といった重要な意義をもつ。かかる観点から考慮するならば、使用価値のある物品については資産として計上することも重要な検討課題となる。【意見】

これとは別に、各処理区毎で在庫の品質等の調査を実施し、使用価値のないものや余剰在庫については、廃棄等の手続きをとることが必要である。不用在庫の保持は、たとえ資産計上されていなくても余計な管理費用がかかるものである。

【指摘】

#### たな卸資産の受払管理について

試薬品類については、水質試験試薬管理簿、毒物試薬管理簿、劇物試薬管理簿を作成し数量の受払管理を実施している。当該管理簿につき内容を吟味した結果、作成者によって受払数量の単位が異なっている等、記載様式の統一がされておらず、管理資料としての有用性が欠如しているものと認められた。管理簿は業務委託先によって作成されているため、下水道公社においては、早急にマニュアルを作って記載様式の統一化を図るとともに委託先を指導することにより、管理簿の

有用性向上に努めるべきである。また、下水道公社は、その記載状況がマニュアルに沿って作成されているかを、定期的に関連すると同時に、在庫の状況についてもチェックしていくことが必要である。【指摘】

なお、これに関連して、平成 14 年 9 月 24 日に実施した北部浄化センターの実地棚卸を受けての、下水道公社自らの「提言」がなされている（ページ 2-55、56 参照）。

#### たな卸資産の実地棚卸結果について

下水道公社においては、平成 13 年度までは試薬品及びガラス器具等の在庫について個々の資産の受払時に在庫確認を行っているだけであったが、平成 14 年度に実地棚卸要領を制定したことを受け、定期的な実地棚卸を平成 15 年度以降年 2 回、9 月と 2 月に実施することとした。

但し、平成 14 年度においては、9 月に北部浄化センターだけで実施したが、2 月には全ての浄化センターで実施する予定である。なお、北部浄化センターが平成 14 年 9 月 24 日に初めて実施した一斉棚卸の結果は表 35 及び表 36 のとおりである。

表 35 北部浄化センター試薬品の棚卸結果

		一般試薬	毒物試薬	劇物試薬	試薬品合計
対象項目数（件）		119	5	25	149
数量差異	発生件数（件）	3	0	0	3
	発生率（％）	2.52	0.00	0.00	2.01
有効期限切	発生件数（件）	1	1	0	2
	発生率（％）	0.84	20.00	0.00	1.34
開封後 長期保管	発生件数（件）	4	0	0	4
	発生率（％）	3.36	0.00	0.00	2.68

「在庫調査の管理簿確認結果表」より作成

表 36 北部浄化センターガラス器具棚卸結果

		ビーカー・ ピペット類	フラスコ類	その他	ガラス器具 合計
対象項目数（件）		56	30	107	193
数量差異	発生件数（件）	4	8	14	26
	発生率（％）	7.14	26.67	13.08	13.47

「在庫調査の管理簿確認結果表」より作成

a . 数量差異の原因分析について

一般試薬品について発生した数量差異の原因は、管理簿の記入ミスによる差異が2件及び発注ミスによる差異が1件となっている。なお、発注ミスにより管理対象外となった試薬品については、使用見込みがなく廃棄処分するとの回答を得ている。

また、ガラス器具類の数量差異については、下水道公社では在庫調査の間隔が2~3年あったことにより、概括的にしか分析していないが、差異発生率の高さやプラスの数量差異が散見されることから、管理簿への記入洩れが相当数あったものと考えられる。

数量差異の発生防止策として、下水道公社は下記の提言をしている。

( 試薬品 )

記入ミスをなくすため、試薬管理簿の様式を改善し、管理簿を定期的(3ヶ月に1回)にチェックのうえ、浄化センター所長に報告を行う。

( ガラス器具 )

年1回の頻度で棚卸を行う。

当該棚卸結果を踏まえ、各管理簿の修正を行うとともに、在庫金額の重要性及びガラス器具の差異発生率が高いことから、当年度に制定した実地棚卸要領に準拠して年2回の棚卸を確実に実施していくことを勧奨する。

なお、先に述べた、改善後の管理簿の定期的検証と併せ、これらについての下水道公社職員による定期内部監査が実施されるべく、内部管理規程を作成することも必要である。【指摘】

b . 有効期限切在庫及び開封後長期保存在庫の原因について

一般試薬及び毒物試薬の有効期限切れ在庫の原因は、有効期限に関する定期的な在庫調査が未実施であったこと及び有効期限に関する管理簿を作成していなかったことが原因である。また、一般試薬の開封後長期保存在庫については、廃棄処理すべきものが未処理であったことが原因である。下水道公社側の対応策としては以下のとおりである。

廃棄手続に関する手順書を作成し、実施する。  
廃棄物の保管場所を明確にし、適時廃棄を実施する。  
各薬品の有効期限が一覧可能な管理資料の作成をおこなう。

当該対応策の確実な運用を担保するため、上記同様、内部管理規程の中に、下水道公社職員による定期的な内部監査の実施を定めることが必要である。【指摘】

また、在庫管理については、業者に委託していることに鑑み、有効期限切在庫及び長期保存在庫の発生原因を明らかにできる管理システムを構築し、それに伴う損失負担を明確にしておくことも必要である。それが、下水道公社および業者の職員に対する在庫管理意識の高揚につながるものと考えられる。【指摘】

今回、北部処理区で初めて一斉棚卸が実施されたが、下水道公社が問題点を列挙した在庫調査結果表には棚卸実施方法に関しては何ら記述がなかった。実地棚卸関係者により棚卸反省会を開催し、棚卸の効率性及び正確性の観点からの問題点を把握し、次回以降の棚卸の改善或いはこれから実施される他処理区の棚卸の参考となるようなアクションが重要である。かかる視点から、在庫調査結果表の作成及び運用に関するマニュアル作成も必要である。【意見】

また、毒物・劇物試薬品については、「水質試験用試薬に係る毒物・劇物管理要領」を作成しているものの、一斉棚卸については、他の試薬品と同様年2回の実施しか予定されていない。物品の性質の重要性に鑑み、物品管理に遺漏のないタイミングでの定期棚卸の実施と受払管理の徹底が望まれる。【指摘】

## (2) 発注方法について

水質試験用試薬、ガラス器類等の発注については、委託業者が実際在庫数量をもとに発注依頼書（購入希望リスト）を下水道公社に提出し、下水道公社の承認後発注される。

上記手続に則り、各処理場がそれぞれに発注しているのが現状であるが、汚水処理に係る薬品については、各浄化センターにおいて相違するものの、その他の試薬品及びガラス器具類については、共通する品目が多いと想定される。全体的な管理及びコスト削減の観点から、各処理場の必要量をまとめた共同発注もしくは地域性を考慮して北部浄化センター・南部浄化センターの共同発注、雲出川左岸浄化センター・松阪浄化センターの共同発注といったことも検討されるべきである。【意見】

また、下水道公社は、通常使用が認められる試薬品・ガラス器具類等については、可能な限り次年度分を3月に単価契約を締結し、コスト削減に努めているが、年度によって使用薬品種及び納入業者が異なる場合に、次年度の業務遂行の确实性の観点から3月に次年度初めの使用量を考慮して、量的に余裕をもって発注される。このため、当然ながら未使用分が発生し、滞留在庫となっている薬品が見受けられた。平成13年度末においては、OCブロック218L K Pが平成14年3月28日に発注され、未使用分(510KG 330,480円)が監査時点で在庫として残っていた。使用量もしくは購入金額の重要性が高い薬品類については、適時発注を実施する等の改善策を検討すべきである。【意見】

### (3) 備品管理について

備品のうち、取得価額が30千円以上のものについて、三重県と無償貸与契約を締結し、下水道公社は物品管理を委託されている。物品管理については、平成13年度に三重県が物品管理システムを全庁的に稼働させている。

システム稼働前に三重県は備品台帳における備品の実在性を確保するため、備品台帳をもとに下水道公社に対して、「物品標示票」を配布し、備品に貼付けすることにより、現物との同一物認定の確認を実施するよう依頼した。しかし、平成14年度に実施した外部監査時において、貼付けされていない「物品標示票」が散見された。下水道公社側の再調査によっても現物が確認されなかったのは表37のとおりである。

表 37

管轄	管理番号	品目	取得年月日	取得価額(円)
北部浄化センター	179630	流量計附属器センター固定金具	平成元年10月16日	154,500
	179631	流量計附属器センター固定金具	平成元年10月16日	92,700

上記2物品については、流量計が変更になったことに伴い、変更時に廃棄処理されたものの、それに係る手続が適時に行われなかったため備品台帳に計上されたままとなっている、との回答を得ている。

また、物品は実在するものの現在使用不可能なものは表 38 のとおりである。

表 38

(単位：円)

	管理番号	品目	取得年月日	取得価額
北部浄化センター	179725	マグネチックスターラー	昭和 62 年 12 月 11 日	38,000
	179755	定温乾燥器	昭和 62 年 12 月 11 日	223,000
	179764	テニスネット	平成 9 年 11 月 11 日	61,285
雲出川左岸浄化センター	154564	スライドフィルム TV コンバーター	平成 4 年 11 月 19 日	193,537
	154665	掃除機	平成 5 年 1 月 29 日	102,279
	154795	真空ポンプ	平成 5 年 1 月 29 日	91,670
	154850	焼却炉	平成 5 年 1 月 29 日	844,670
	154959	雑品運搬車	平成 5 年 1 月 29 日	50,470

雲出川左岸浄化センターの焼却炉については、法的規制により使用不可となり、他の物品については、劣化に伴い使用不可となっている。

これらの発生原因を列挙すると次のとおりとなる。

下水道公社は、物品について県との無償貸与契約締結時のみ現物確認を実施し、それ以降、現物調査を実施していない。従って、現物の所在及び使用可能性が把握されていない。

各備品の保管場所を明示した管理資料が作成されていない。

担当者による廃棄手続の遵守が十分になされていない。

備品についても、定期的な実地棚卸が行われるべきであり、当然に現物管理といった観点からは管理資料の作成が考えられるべきである。廃棄手続きの遵守徹底とともに、その改善、対応がなされなければならない。【指摘】

一方、三重県(各県民局下水道部)側にも指導監督に不備があったと認めざるを得ない。多額の設備投資を実施し、備品管理システムを構築したにもかかわらず、「物品標示票」を配布するのみで現物との同一物認定ができなかったものについての報告を徴求していない。したがって、少なくとも下水道公社の備品については、システム立ち上げ時点から不正確なデータにもとづき稼動していたこととなり、有効な備品管理の実施といった効果があらわれていない。同システムの運用上の正確性について早急に調査するべきである。【指摘】

**【監査要点】**

サ 修繕費は適正に管理され支出されているか。

(1) 三重県と下水道公社との役割分担

流域下水道資産に係る三重県（下水道チーム）と下水道公社との下水道施設の維持・管理に関する役割分担について平成13年10月の下水道施設維持管理検討会において次のとおり区分決定された。

三重県（下水道チーム）	・管渠の改築及び修繕 ・管渠の管内調査 ・浄化センター及び中継ポンプ所の稼働資産の改築及び将来用地の維持管理
下水道公社	・浄化センター及び中継ポンプ所の稼働資産の修繕

資料「流域下水道資産の改築、修繕について」より抜粋

修繕工事と改築工事の区分も同検討会で併せて次のとおり定められた。

修繕工事と改築工事の区分

修繕工事・・・耐用年数の期間中の活動に耐え、能力を発揮させるために行う工事

改築工事・・・現有資産の能力アップや耐用年数の延長につながる工事

この取り扱い区分だけでは複雑な現実の取引に対しての事務処理に対応できるとは考え難く、例えば法人税法の規定「法人税法基本通達第8節 資本的支出と修繕費」等や公営企業の経理手引きの中にある「修繕費支弁基準」等を参考に、細則、マニュアル等を作成するなど実効性のある区分規定の準備をしておく必要がある。それでも両者の狭間にあるような事案も起こり得るため、その取り扱いにも留意し、三重県と下水道公社の役割分担に混乱が生じないよう事前の配慮が必要である。【意見】

## ( 2 ) 修繕履歴を示す管理台帳の整備

下水道施設・設備の補修、修繕は施設等の維持管理を受託している下水道公社にとって主要な業務の一つである。

委託者に代わって下水道施設・設備の維持管理を有効に行うためには、管理単位物件毎にいつ、いかなる内容の修繕工事を、どのような方法・工期で、どの業者に、いくらで委託したかを記録に残しておく必要がある。いわゆる、修繕工事に関する管理台帳の作成である。残念ながら現在のところ下水道公社では、管理台帳の作成や修繕記録の保存についての整備が行われていない。

管理台帳を作成し施設・設備の修繕記録を残すことによって、情報を一元管理し、業務の効率性につながる事が可能となる。なお、その後の情報活用の拡大を考慮した場合、データベース化を図る事が望まれる。【指摘】

## ( 3 ) 下水道公社本部の賃貸借契約

下水道公社本部が入居する土地・建物について現状では管理委託契約範囲の中にあるとの考えにより三重県とは賃貸借契約を結んでいない。

しかし、現に本部機能を有した組織体が北部浄化センター内の一部を本部として使用しており、当該部分については管理委託契約の範疇からは除かれると考えることが相当であるため、公有財産の使用状況を明確にするために、三重県との間で公有財産の賃貸借契約を速やかに締結し、施設等の使用に係る責任の範囲を明確にしておく必要がある。【指摘】

## 第4 監査の結果に添えて出す意見

### 1. 下水道公社の運営に関する一考察

下水道公社の設立目的は、「第2 監査対象の全体概要 4. 財団法人三重県下水道公社の概要」にも記載のとおり、「下水道知識の普及・啓発、下水道技術者の研修、下水道技術の調査・研究等を行うとともに流域下水道の維持管理業務を受託し、流域下水道の効率的な運営を図ることにより、県及び市町村の下水道行政の推進に協力し、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与すること」である。

すなわち、三重県および各市町村との密接な協力関係が、下水道公社の運営には不可欠とされる。現に、三重県及び各市町村より人、物、資金、情報等各側面から強力な支援・協力を仰いでいる。

三重県からの受託料収入で下水道公社の総事業費が賄われる現在の仕組みが、下水道公社の効率的運営に向けての大きな阻害要因となっていることも事実である。

以下に、経営資源の重要要素である人、物、金に分けて下水道公社の抱える問題点を検討する。

#### 人の要素

下水道公社職員（理事長を除く）36 名中、三重県並びに各市町村よりの派遣職員の占める人数は24 名という極めて高い割合を示している。そして、派遣職員とプロパー職員との在籍期間を比較すると、平成14年6月1日現在、表39のとおりとなる。

表 39

区分 \ 内容	派遣職員	プロパー職員
人 数	24 名	12 名
平均在籍期間	13.5 ヶ月	84.4 ヶ月

「公社職員氏名、配置及び職種表」より

（注）プロパー職員の人数及び平均在籍期間には業務補助職員（10名）も含む。派遣職員については、派遣先との協定書により原則1～3年以内と定められており、平均在籍期間は上表のとおり短期間となる。

この派遣職員の在籍期間の短さは、一般論ではあるが、次のような弊害を招く。

- ・派遣職員の就労組織（下水道公社）への帰属意識の低下
- ・プロパー職員との意識ギャップの拡大
- ・下水道公社側の利益の追求よりも、派遣元の利益追求に走りがちとなる

もっとも、下水道公社と派遣先との協調関係の維持には役立つであろうが、下水道公社は常に派遣元の自治体に従属しているという図式からは離れられない。又、派遣職員の多さは、派遣職員に対して派遣元の給与水準が保証される事から、下水道公社の人件費負担を間違いなく押し上げている。

一方、プロパー職員に対しての給与は、下水道公社固有の問題ではないものの派遣職員と同じ土俵ではなく、下水道公社では常に一号俸引き下げて支給される構造となっている。同じ職責を担い、同じ能力をもって同じ職務を執行していたとしても、この一号俸は埋まらないのである。これでは、プロパー職員のモラルの向上を望むことが難しい。

他の都道府県の下水道公社のプロパー職員数をできる限りの範囲で調査してもらったところ、ばらつきは多少あるものの、下記の状況であった。

（財）埼玉県下水道公社	110名
（財）千葉県下水道公社	45名
（財）茨城県下水道公社	40名
（財）新潟県下水道公社	35名
（財）兵庫県下水道公社	33名

押し並べて（財）三重県下水道公社よりは多くなっている。

#### 物の要素

既に再三述べてきたとおり、下水道公社所有の土地、建物、下水道施設等の不動産は一切ない。

これも一般論ではあるが、施設等の維持管理を請け負っている下水道公社側では所有者側の三重県から余程厳しい指導・監督がない限り、他社との競争がない環境では、維持・管理に係るコスト意識が希薄となりやすい。

又、資産管理の責任の所在が不明確となりやすいことも付け加えられる。

これでは、県民が総有しているとも言える社会資本に大きな無駄を生ずる可能性がある。

## 金の要素

下水道公社の基本金は僅か 48,000 千円であり、基本財産が脆弱である。

このため、基本財産の運用果実の範囲内でしか行われたい啓発活動は、下水道公社寄付行為第 4 条の事業目的 7 項目中の冒頭 第 1 項に掲げられているにもかかわらず、【監査要点 ク】に記述したとおり、極めて小規模な活動に終わっている。

## 下水道公社運営形態の選択肢

下水道公社運営の今後の方向性として、例えば次の 3 つが考えられる。

- a 現状の下水道公社運営形態のまま継続する。
- b 下水道公社への委託業務を限定し、下水道公社の規模を縮小させると共に、三重県から民間企業への直接委託方式に切り替える。
- c 下水道公社の独立性を明確にし、事業規模を拡大する。

a に関しては、委託料の節減努力が下水道公社へ還元される余地がないこと等検討すべき課題が多い。

b の場合であるが、三重県からの管理委託業務は大別すると、施設等の維持・管理業務と、施設等の点検監視業務に区分される。

いずれか一方の業務（例えば維持・管理業務）のみを下水道公社への委託業務とし、もう一方の業務については、三重県から直接民間業者に委託する方式を採用する事が考えられる。その前提としては条例の改訂等の手続きを踏まねばならないが、実行可能性は高い。

ただし、この場合においては、公社職員の一部の業務を単に三重県側に移行するだけでなく、民間企業を監督する業務が三重県となることによって遠隔地からの監督業務となるデメリットも、同時に考慮する必要がある。

なお、下水道公社のコスト縮減を考えると、派遣職員の数削減することにより下水道公社でのコストの縮減を図ることは可能であるが、その場合、人件費の負担元が下水道公社から三重県に移っただけとなる。しかし、一部業務に直接民間の競争原理を導入する事により、下水道処理施設の稼働に伴う総コストの圧縮が期待される。

c については、人、物、金の経営資源に多くの問題点を抱えている下水道公社のあり方を基本部分から見直しを行おうとするものである。

先ず人の問題に関しては、派遣職員への偏重を是正し、プロパー職員への切り替えを順次行っていく。その上で、人件費に係る諸規程（給与規程、退職金規程

等)の見直しを行い、民間企業の思考すなわち業績に応じた給与等の分配の考え方を導入する。場合によっては、職員数の増大、人件費負担の絶対額の増加も認められるかもしれないが、現在下水道公社より外部へ委託している各種業務の自社化(内製化)により費用負担額を吸収することが可能である。

一方では、派遣職員からプロパ - 職員への切り替えにより、下水道公社では毎年ほぼ一定の人件費で推移することのメリットを捨てることにつながり、人件費が増加した場合には流域関連市町村に負担を強いることとなるデメリットが存在することも視野に入れておく必要がある。

いずれにしても、流域下水道の維持管理コストを市町村負担金としていることや、本来、流域下水道業務は三重県と各市町村の責務との考え方のもと、市町村と共同で終末処理場の維持管理業務を行うために設立した下水道公社の設立の背景など、多角的な面から検討すべきである。

これら変革の主眼は、下水道公社職員のモチベーションを高め、長期的により効率的な下水道公社の運営を行える枠組み作りを行い、ひいては流域下水道事業のより一層の効率的、経済的な運営を目指すものである。

次に物の問題であるが、現在のように下水道公社では、収益を生み出す物的資産を保有しない方式を取る限り、下水道公社の活動に独自性を期待するには限界がある。関係諸機関との協議、関連する諸法令のクリア - 、減価償却費の取り扱い等困難な問題が山積し、現在のところ実現可能性は少ないが、長期的な検討課題として、三重県と流域関連市町村が出資し設立した下水道公社に下水道事業関連の資産を譲渡(贈与)し、下水道公社に物的資産を持たせて運用していくという方法も考えられるのではないか。

これは、県民の総有財産とも言うべき社会資本を、公益法人に移譲する訳であるから議会をはじめとする県民のコンセンサスが必要である事は言うまでもない。

物的資産を抱える事により、資本コストの把握により敏感となり、コスト意識がより明確となると共に、下水道公社側での委託先選択の幅が増え、同社の自主性を発揮できると期待される。

同時に、投下された社会資本やその資本コストが、公益法人会計基準に基づいた経理処理に統一される事により、今まで表面化しなかった問題点が、決算報告書を通じて県民に開示され、下水道事業がより判り易い事業として見えてくる利点もある。

なお、この投下資本の明瞭化については、三重県側も一つの課題として受け止め、平成 15 年度から投下資本の源泉につき調査を実施し、貸借対照表等の作成

を考えているとのことである。

最後に金の問題であるが、で述べたとおり現在の基本金の額では本来下水道公社が実施すべき事業、具体的には下水道事業に係る普及・啓発活動を充分には行えない状況である。これについては、下水道公社の事業から切り放し三重県の事業として行うようにするか、あるいは同活動を公益法人として行うべき本来業務として認識した上で下水道公社に残し、その代わり三重県より出捐金の追加を行うかの選択であろう。

後者の基本金の追加出捐を行う場合、下水道公社側での新しい枠組みでの中・長期経営計画、資金計画に基づき算定された追加出捐額となっている必要がある。

以上、検討を加えてきたが、現在さまざまな自治体で公営企業の民営化、公益法人の統廃合が進む中、下水道公社においても、今後のあり方、展開の方法について真剣に検討すべき時期に入っている。

## 2. 下水道公社での修繕計画と修繕引当金

下水道公社では中長期修繕計画を策定し三重県に提示しており、北部浄化センター - 並びに雲出川左岸浄化センターでの同計画によれば、平成 14 年度以降の下水道公社で、支出が予想される修繕費の見込み金額は、次のとおりとなっている。

表 40

(単位：千円)

年度 浄化センター	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
北 部	66,196	72,523	83,575	137,634	147,370
雲出川左岸	54,411	58,302	57,527	56,361	59,774
計	120,607	130,825	141,102	193,995	207,144

「各センター 主要機器長期点検（分解）計画」より作成

(注) 北部浄化センターは、平成 12 年 1 月 1 日現在の参考見積金額、雲出川左岸浄化センターは、平成 13 年 8 月現在の参考見積金額で計上

なお、設置の比較的新しい南部浄化センター、松阪浄化センターでは中長期修繕計画は策定されていない。

企業会計では将来の支出となる特定の費用であっても、

- a. その発生が当期以前の事象に起因しており
- b. その発生の可能性が高く

c . その金額を合理的に見積もることが可能である

場合には当期の負担に属する金額を当期の費用として引当金に繰入るとともに当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上することが認められている。財務健全性を図るための手だてであり、表 41 の計画にある修繕費が上記要件を満たせば積極的に負債性引当金として修繕引当金を計上することが望まれる。しかし、既述のとおり、下水道公社で行う修繕対象資産は同公社の所有資産でも借用資産でもなく、その修繕費は受託料収入に対応する受託料原価（外注費）であり、「費用収益の対応原則」によって、将来見込まれる修繕費支出のために会計的な引当てを行う余地はない。

ただし、所有者である三重県においては企業会計方式による流域下水道事業に係る貸借対照表を作成するに当り、上記の中長期修繕計画により実質的に負担することとなる修繕費支出の金額を見込み、先に挙げた要件を考慮し、引当金を設定する必要があるかどうかを判断すべきである。

と同時に、近い将来確実に資金の支出が見込まれるこれらの事業に対し、現在の厳しい財政の中、如何にすれば資金負担を軽減化・平準化できるかについても重ねて検討すべきである。

### 3 . 市町村負担金の一考察

平成 13 年度における各処理区ごとの収支は下記のとおりとなっている。

表 41 平成 13 年度処理区別維持管理業務収支実績 (単位：千円)

	北部処理区	雲出川左岸処理区	南部処理区	松阪処理区	合計
供用開始年度	昭和 63 年	平成 5 年	平成 8 年	平成 10 年	-
市町村維持管理負担金収入	1,745,517	705,768	635,626	344,610	3,431,521
維持管理費	1,116,724	434,511	469,100	365,528	2,385,863
平成 13 年度収支	628,793	271,257	166,526	20,918	1,045,658
平成 13 年度末収支差額累計額	1,407,589	438,139	116,963	496,860	1,231,905

「下水道チーム作成経営計画概要」より作成

表 41 のとおり、維持管理業務における平成 13 年度収支は、供用開始間もない松阪処理区を除き、多額の収入超過となっている。また、累積収支差額についても北部処理区では 1,407 百万円、雲出川左岸処理区では、438 百万円の累積収入超過となっている。維持管理業務において収入超過となった場合には、関係市町

村と取り交わしている負担金覚書により建設に要した起債の元利償還金返還等に充当し、支出超過の場合は、一般会計繰入金により、県より立替措置されることとなっている。

ここで、流域下水道関係市町村から収納している負担金の過不足を検討する観点から、官庁会計方式のコスト計算に含まれていない退職給与引当金繰入及び減価償却費を含んだ企業会計方式のコスト計算を行ってみる。

なお、下記に記載する試算は、時間的・経済的観点から簡便的な方法によるものであり、正確な計算でないことをお断りしておく。

( 1 ) 三重県からの下水道公社派遣職員（以下、この項において、派遣職員という）の退職給与引当金繰入額について

派遣職員の退職給与引当金については、下水道公社決算書上計上されていないため、表 41 の維持管理費用に当該職員の退職給与引当金繰入額は含まれていない。派遣職員の退職給与引当金繰入額については、流域下水道関係市町村が負担すべきコストであり、以下に試算してみる。

( 前提条件 )

平成 14 年 3 月末時点における派遣職員が、平成 13 年 3 月末時点においても同公社に派遣されていたと仮定する（人事異動・年度途中退職は無視する）。

平成 14 年 3 月末時点において、派遣職員について、各処理区毎に経験年数別に a .1 年～10 年、b .11 年～20 年、c .21 年以上の 3 グループに分け、同時点における平均勤続年数を各々 5 年、15 年、30 年と仮定し、平成 13 年 3 月末時点における平均勤続年数を各々 4 年、14 年、29 年と仮定する。

上記を前提に、「三重県職員退職手当支給条例」に基づき、平成 14 年 3 月末時点で各処理区に属する派遣職員が、平成 13 年 3 月末時点及び平成 14 年 3 月末時点において自己都合退職した場合の退職金額を求め、その差額を平成 13 年度における退職給与引当金繰入額とみなして計算した。

その計算結果は、次ページに示すとおりである。

(試算結果)

表 42 下水道公社派遣職員の退職給与引当金繰入試算結果 (単位：千円)

部署名	平成 13 年度退職給与引当金繰入試算額
北部浄化センター(派遣)	3,399
雲出川左岸浄化センター(派遣)	2,093
南部浄化センター(派遣)	2,093
松阪浄化センター(派遣)	2,093
合 計	9,678

(2) 減価償却費について

流域下水道事業特別会計で利用される公有財産の減価償却費を試算する。

平成 13 年度末時点において各処理区が有する固定資産及びその調達源泉を下水道チームが試算した結果は、下記のとおりとなっている。

表 43 各処理区別固定資産内訳試算 (単位：千円)

科目	北部処理区	雲出川左岸処理区	南部処理区	松阪処理区	合計
有形固定資産	115,542,208	29,411,772	52,509,061	44,478,140	241,941,181
土地	11,986,247	4,083,091	1,387,857	2,004,078	19,461,273
立木	93,495	23,737	9,156	334,261	460,649
建物	13,511,453	5,603,751	3,269,579	5,790,897	28,175,680
構築物	53,575,201	9,520,595	15,138,344	22,010,583	100,244,723
その他	36,375,812	10,180,598	32,704,125	14,338,321	93,598,856
無形固定資産	131,664	1,528	5,141	6,520	144,853
地上権	131,664	1,528	5,141	6,520	144,853
固定資産合計	115,673,872	29,413,300	52,514,202	44,484,660	242,086,034

「下水道チーム提出資料」より作成

表 44 固定資産調達源泉別内訳試算 (単位：千円)

科目	北部処理区	雲出川左岸処理区	南部処理区	松阪処理区	合計
県債	21,447,600	5,039,400	9,988,600	8,314,300	44,789,900
一般会計繰入金	4,951,649	1,599,395	2,346,038	2,361,555	11,258,637
国庫補助金	62,875,374	16,135,710	27,844,925	23,132,950	129,988,959
市町村建設負担金	26,399,249	6,638,795	12,334,639	10,675,855	56,048,538
合計	115,673,872	29,413,300	52,514,202	44,484,660	242,086,034

「下水道チーム提出資料」より作成

(前提条件)

取得価額の修正については、各々の固定資産残高に、負担区分が現在明確に決定されていない県債及び一般会計繰入金合計金額を固定資産合計金額で除した係数を乗じて計算する。

減価償却の算定方法は、定額法を採用し、残存価額は取得価額の10%、耐用年数は、簡便的に科目ごとに公営企業耐用年数等を参考に下記のとおりとする。

- ・建物 50年
- ・構築物 38年 (構築物の大部分は管渠である。)
- ・その他 20年 (機械設備が中心である。)

表 45 修正後各処理区別残存固定資産内訳残高 (単位：千円)

科目	北部処理区	雲出川左岸処理区	南部処理区	松阪処理区	合計
有形固定資産	26,369,201	6,638,450	12,333,432	10,674,291	56,015,374
土地	2,735,518	921,583	325,983	480,958	4,464,042
立木	21,338	5,358	2,151	80,219	109,066
建物	3,083,602	1,264,807	767,965	1,389,755	6,506,129
構築物	12,227,006	2,148,867	3,555,724	5,282,311	23,213,908
その他	8,301,737	2,297,835	7,681,609	3,441,048	21,722,229
無形固定資産	30,049	345	1,208	1,565	33,167
地上権	30,049	345	1,208	1,565	33,167
固定資産合計	26,399,250	6,638,795	12,334,640	10,675,856	56,048,541

「下水道チーム提出資料」より作成

表 46 各処理区別減価償却費試算 (単位：千円)

科目	北部処理区	雲出川左岸処理区	南部処理区	松阪処理区	合計
建物減価償却費	55,505	22,767	13,823	25,016	117,110
構築物減価償却費	289,587	50,894	84,215	125,107	549,803
その他減価償却費	373,578	103,403	345,672	154,847	977,500
減価償却費合計	718,670	177,063	443,710	304,970	1,644,414

「下水道チーム提出資料」より作成

減価償却費の試算の結果、現時点で負担区分が不明確な建設コストを全額関係市町村負担が負担することを前提とすると北部処理区の関係市町村は、平成13年度において718,670千円の負担金を要することとなる。同様に、雲出川左岸処理区関係市町村では177,063千円、南部処理区関係市町村では443,710千円、松阪処理区関係市町村では304,970千円の負担金を要することとなる。さらに、供用開始年度からの累積要負担額は、平成13年度末現在、北部処理区関係市町村

は 9,342,710 千円（13 年経過）、雲出川左岸処理区関係市町村は 1,416,504 千円（8 年経過）、南部処理区関係市町村は、2,218,550 千円（5 年経過）、松阪処理区関係市町村は 914,910 千円（3 年経過）となる。

（3）まとめ

（1）及び（2）を総括すると表 47 のとおりとなる。

表 47 平成 13 年度処理区別維持管理業務収支実績（単位：千円）

	北部処理区	雲出川左岸処理区	南部処理区	松阪処理区	合計	
市町村維持管理費負担金収入	1,745,517	705,768	635,626	344,610	3,431,521	
維持管理コスト	維持管理費	1,116,724	434,511	469,100	365,528	2,385,863
	公社派遣職員退職給与引当金繰入額	3,399	2,093	2,093	2,093	9,678
建設コスト	718,670	177,063	443,710	304,970	1,644,414	
コスト合計	1,838,793	613,667	914,903	672,591	4,039,955	
平成 13 年度負担過・不足（ ）額	93,276	92,101	279,277	327,981	608,434	

平成 13 年度においては、雲出川左岸処理区を除き、負担不足となっている。また、勤続年数及び人員構成の不確定要素が高い、下水道公社派遣職員退職給与引当金繰入額を除いた平成 13 年度末の負担不足額累計は、北部処理区では 7,935,121 千円、雲出川左岸処理区では 978,365 千円、南部処理区では、2,335,513 千円、松阪処理区では 1,411,770 千円となっている。

当該状況を踏まえ、県（県民全体）と市町村（受益者）との負担区分の明確化及び将来世代への負担の繰延回避の観点から、三重県は次に掲げる事項について各処理区ごとに早急に検討することが望まれる。

流域下水道事業に要するコストを正確に算定し、現時点における正確な総投資コストを算定すること。

三重県と関係市町村との間で、負担区分が未確定なコスト、主に建設コストについては、期限を定めて交渉し、確定すること。

負担区分が明確となった上で、市町村に対して、三重県が立替を行っているコストについて、返済計画を策定すること。